

平成25年度 第2回

# 社会教育委員の会議

- 日 時 平成25年7月22日（月）  
午後2時00分～
- 会 場 中央生涯学習センター5階  
人材かがやきセンター研修室

宇都宮市教育委員会

# 会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 社会教育委員について

5 正副委員長選出

6 議 事

(1) 報告事項

- ①宇都宮市の生涯学習・社会教育について 【資料 1】
- ②第 2 次宇都宮市地域教育推進計画の概要について 【資料 2】
- ③宇都宮市読書活動推進計画の概要について 【資料 3】
- ④宇都宮市文化振興基本計画の概要について 【資料 4】
- ⑤平成 2 5 年度関東甲信越静社会教育研究大会（栃木大会）について  
【資料 5】
- ⑥今後の社会教育行政に対するニーズについて（意見交換等結果）  
【資料 6】

(2) 協議事項

- ①平成 2 5 年度栃木県社会教育委員協議会評議員の選出について 【資料 7】
- ②(仮称)うつのみや人づくり推進委員会委員の選出について

7 そ の 他

8 閉 会

宇都宮市社会教育委員名簿

任期 平成25年7月1日～平成27年6月30日

No.	氏名	区分	備考
1	矢古宇好道	学校教育関係者	栃木県高等学校長会宇都宮支部(宇都宮工業高等学校長)
2	宇賀神貴	学校教育関係者	宇都宮市中学校長会(田原中学校長)
3	徳永幸子	学校教育関係者	宇都宮市小学校長会(雀宮南小学校長)
4	今井政範	学校教育関係者	宇都宮地区幼稚園連合会長(さくらが丘幼稚園副園長)
5	福田治久	社会教育関係者	公益社団法人宇都宮青年会議所 理事長
6	櫛淵澄江	社会教育関係者	宇都宮市地域婦人会連絡協議会会長
7	坂本宏夫	社会教育関係者	宇都宮市体育協会副会長
8	荻野久一	社会教育関係者	宇都宮市文化協会理事
9	橋本裕文	社会教育関係者	宇都宮市子ども会連合会会長
10	清島康伸	社会教育関係者	宇都宮市PTA連合会会長
11	吉田治	社会教育関係者	宇都宮市地域まちづくり推進協議会幹事
12	勝田健一	社会教育関係者	宇都宮市青少年指導員会会長
13	伊藤三千代	社会教育関係者	晃宝宮っ子ステーションコーディネーター
14	小池操子	家庭教育関係者	親学習プログラム指導者
15	廣瀬隆人	学識経験者	宇都宮大学教授
16	河田隆	学識経験者	宇都宮共和大学教授
17	佐々木一隆	学識経験者	宇都宮大学教授
18	山尾貴則	学識経験者	作新学院大学准教授
19	駒場昭夫	学識経験者	市議会議員
20	菊地公史	学識経験者	市議会議員

- ◎ 委員長  
○ 副委員長

# 宇都宮市社会教育委員について

## 1 社会教育委員の職務

社会教育に関する諸計画を立案することや，教育委員会の諮問に応じ，社会教育に関し意見を述べるものです。

## 2 社会教育委員の会議について

### (1) 平成24年度の主な協議事項

- ・社会教育の基本方針について
- ・文化行政推進の方向性について
- ・第2次宇都宮市地域教育推進計画について
- ・（仮称）宇都宮市読書活動推進計画について など

### (2) これまでの調査研究事項

- ・昭和57年度(建議)「地域社会における青少年教育のあり方について」
- ・昭和59年度(答申)「多様化，高度化する社会に対応した公民館の機能と組織体制について」
- ・昭和63年度(答申)「成人の日の行事について」
- ・平成2年度(答申)「生涯学習推進に伴う公民館のあり方について」
- ・平成4年度(答申)「成人の日の行事のあり方について」
- ・平成12年度(意見書)「生涯学習社会における今後の公民館のあり方について」
- ・平成13年度(意見書)「（仮称）宮っ子育成の日について」
- ・平成18年度(意見書)「家庭と地域の教育力向上に関する意見書」
- ・平成22年度(答申)「宇都宮市における今後の「成人教育」のあり方について」

【社会教育法】(抜粋)

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の定数等)

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

【宇都宮市社会教育委員条例】(抜粋)

昭和24年9月8日

条例第61号

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基き、本市に社会教育委員を置く。

第2条 社会教育委員に関しては、法令に規定するものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第3条 社会教育委員の定数は、20人とする。

第4条 社会教育委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の社会教育委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 社会教育委員は、再任されることができる。

3 社会教育委員のうち、市議会議員又は関係機関若しくは関係団体の役職員の身分を有する者の任期は、第1項の規定にかかわらず、当該議員又は当該役職員の在職期間とする。

第5条 社会教育委員の互選により委員長及び副委員長を置くことができる。

第6条 社会教育委員の会議は教育委員会がこれを招集し、会議の議長は委員長を充てる。

第7条 社会教育委員の会議は、公開とする。

平成 2 5 年度

宇都宮市の  
生涯学習・社会教育

## 目 次

### 生涯学習課

- 1 生涯学習課の沿革と役割 . . . . . 1
- 2 平成25年度 社会教育行政の基本方針及び重点施策について . . . . . 3
- 3 生涯学習課の組織 . . . . . 4

### 生涯学習グループ、管理グループ、地域連携グループ、地域人材育成グループ

- 1 宇都宮市の生涯学習・社会教育推進体制 . . . . . 5
- 2 生涯学習・社会教育推進体制、関係組織・団体等 . . . . . 6
- 3 各種計画 . . . . . 10
- 4 生涯学習推進事業 . . . . . 13
  - (1) 地域教育の推進 . . . . . 13
  - (2) 家庭教育支援事業 . . . . . 19
  - (3) 地域教育力向上事業 . . . . . 21
  - (4) 青少年教育の推進 . . . . . 24
  - (5) 情報提供事業 . . . . . 27
  - (6) 市民大学 . . . . . 33
  - (7) IT講習会 . . . . . 36
  - (8) 生涯学習コーディネーター養成講座 . . . . . 37
  - (9) 高等教育機関との連携 . . . . . 40
  - (10) 人権教育指針 . . . . . 41
  - (11) 成人式 . . . . . 41
  - (12) うつのみや地域教育メッセ . . . . . 45
  - (13) あすなろ青年教室 . . . . . 47

### 生涯学習センター

- 1 生涯学習センターの役割 . . . . . 48
- 2 生涯学習センターの体制 . . . . . 49
- 3 生涯学習センターの分担事務 . . . . . 51
- 4 生涯学習センター施設概要 . . . . . 52
- 5 生涯学習センターの沿革 . . . . . 56
- 6 生涯学習センター事業運営の考え方 . . . . . 58

### 図書館・視聴覚ライブラリー

- 1 図書館の役割と概要（開館時間・休館日） . . . . . 60
- 2 平成25年度図書館運営目標 . . . . . 62
- 3 視聴覚ライブラリーの沿革と役割 . . . . . 63
- 4 視聴覚ライブラリーの管理と運営 . . . . . 63

### 文化課

- 1 平成25年度 文化行政の基本方針及び重点施策について . . . . . 64

# 生涯學習課



# 1 生涯学習課の沿革と役割

## (1) 沿革

昭和27年11月、教育委員会の権限に属する事務を処理するために事務局を設置し、その内部組織として総務課、学校教育課とともに、「社会教育課」（社会教育係・体育係）が誕生した。

昭和40年4月、社会教育係、体育係に加えて「青少年教育係」が新設され、非行対策や青少年団体・指導者等の育成、青少年教育事業の充実・強化が図られた。

昭和45年4月、「管理係」と「成人教育係」を新設し、体育係を新設の保健体育課に移管した。「管理係」は社会教育施設の整備充実及びその運営や事業の効果的実施方策について研究するために設置され、「成人教育係」は社会の担い手である成人に対する学習機会の充実を図るために設置された。

昭和48年4月、「青少年教育係」及び「成人教育係」の両係を廃し、新たに「社会教育係」を設置し社会教育主事の活用を図ったとともに、文化団体育成・文化財保護を主な目的とする「文化振興係」を新設した。併せて、文部省が新設した「社会教育指導員」6名が配置された。

平成2年4月、社会教育課を「生涯学習課」に改め、「文化振興係」を新設の文化課に移管し、新たに民間学習機関との連携や情報ネットワークづくりなどの生涯学習施策を効果的に展開することを目的に「生涯学習係」を新設した。

平成14年4月、各公民館を「生涯学習センター」、分館を「コミュニティセンター」と名称を改め、「社会教育係」と「生涯学習係」を廃し、「生涯学習推進係」と「事業係」を新設した。「事業係」は、中央生涯学習センターの事業課を兼務し、生涯学習課と生涯学習センターの事業の総合的、円滑な推進を図る役割を担うこととした。

併せて、生涯学習課の執務室を本庁舎から中央生涯学習センターに移転し、課機能とセンターのより一体的な運営を推進する体制とした。

平成16年度に一部組織改編を行い、「生涯学習推進係」の機能の整理を行い、事業実施業務を「中央生涯学習センター」に一元的に集約することとした。これにより本課と事業実施部門の役割分担を明確にし、本課の「事業係」を廃止するとともに、「中央生涯学習センター」を単独組織とした。

平成16年度末、関係各課との緊密な連携による生涯学習施策の立案・運営を図るため、生涯学習課を再び本庁舎に戻すこととした。

平成19年3月、旧上河内町・河内町との合併により、上河内・河内各生涯学習センター及び上河内・河内各図書館を生涯学習課所管の教育機関として位置づけした。

平成19年4月、家庭の教育力・地域の教育力向上をめざして「家庭教育支援グループ」を新設するとともに、文部科学省所管の「放課後子どもプラン」を受け、一体的な放課後児童対策を行うため、児童福祉課から「留守家庭児童会・子どもの家事業」を移管した。

平成20年4月、「放課後子どもプラン事業」の総合的実施など、地域・家庭教育力の向上をさらに推し進めるため、「地域教育グループ」を新設した。なお、全庁的なグループ名称の見直しにあわせ、生涯学習推進グループは、「生涯学習グループ」に、家庭教育支援グループは「家庭教育グループ」とした。

平成21年4月、「図書館担当主幹」及び（仮称）第3図書館整備に係る担当係長を新設し、（仮称）第3図書館整備に向けた組織強化を行った。

平成22年4月、「うつのみや地域教育プラン」が目指す「地域で学び、地域で育て、地域を

つくる」人づくりを進めるため、まちづくり部門との一体的な地域教育推進体制の整備を図った。これにより、中央、東、西、南、北の各生涯学習センターにまちづくり担当の職員がそれぞれ配置されることとなり、地区市民センター併設の11館の生涯学習センター（旧地域生涯学習センター）と、新たに位置づけされた「市民活動センター」併設の5館の生涯学習センター（旧市街地生涯学習センター）の16館の一体化が図られた。

同時に、上河内・河内生涯学習センターを併せた18館との緊密な連携を図るため、中央生涯学習センターに位置づけしていた生涯学習センターの統括・支援機能を生涯学習課本課に移管し、その強化を図るとともに、地域教育推進センター機能として「(愛称)人材かがやきセンター」を新設し、生涯学習ソフトの研究・開発や地域人材育成機能の充実を図り、サポート体制の強化を図った。

生涯学習課のグループ構成についても、(仮称)第3図書館整備事業に係る体制強化のため、管理グループから「第3図書館グループ」を独立させ専任化を図るとともに、学校・地域・家庭との連携事業や青少年教育を一体的に推し進めるため、家庭教育グループと地域教育グループを併せ「家庭・地域連携グループ」に改編した。また、上記「人材かがやきセンター」業務を担う「地域人材育成グループ」を新設した。

平成23年4月、第3図書館グループを発展的に解消し、南図書館開館の準備業務のため、生涯学習課付け職員として人員体制の強化を図り、7月に南図書館が開館した。

平成24年4月、5館体制になった図書館サービスの向上のため、中央図書館が市内図書館5館の統括業務を担うことになったことから、図書館担当主幹を廃止し、中央図書館において人員体制の強化を図った。

平成25年4月、家庭教育支援業務を強化するため「地域人材育成グループ」へ業務を移管したことに伴い、「家庭・地域連携グループ」を「地域連携グループ」へと名称を変更した。

## (2) 役割

平成18年12月、60年ぶりに改正された「教育基本法」において、生涯学習の理念について「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定された。

また、既存の教育基本法にはなく新設された規定として「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」があり、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」とされた。

厳しい経済環境や団塊世代のシルバー世代化が進む中、限られた資源の中で持続的に社会を維持していくための仕組みづくりや人の育成が真剣に求められる時代となっており、こうした中、「地域教育」の考え方を生涯学習施策の軸足に位置づけし、その体制整備を進めてきた。

単に自己実現というだけでなく、地域や社会が置かれている現状を正しく認識し、自分たちが生活している環境を良くしていくために、自分にできることがないのか気づくことができる学習環境をつくっていくことが求められており、さらに、その気づきから学んだり、人との関係を築いたり、少しでも良くしたいといった行動に結びつくような仕掛けを地域に作っていくことが今後の課題である。

学校、家庭、企業も含めた地域住民の密接な連携の下に、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができる地域の環境づくりを、こうした人づくりの視点から支えていくことが生涯学習課の役割として求められている。

## 2 平成25年度 社会教育行政の基本方針及び重点施策について

### (1) 基本方針

社会の急激な変化により、社会的ニーズが個別化・多様化している現代においては、行政の統一的・画一的な手法による課題解決だけではなく、市民生活の現場である地域において、市民が自ら課題を見出し、互いに支えあいながら、主体的に課題を解決していくことが必要であり、このような地域社会を形成するためには、個人の自立に向けた学習や絆づくり・地域づくりの取組を促進し、地域全体の教育力の向上を図る必要がある。

第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理において、今後の社会教育行政は、住民同士が学びあい教えあう相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくとともに、様々な領域にまたがる学習テーマに対し、首長部局等と連携・協働しながら施策を推進することが重要であるとしている。

これらを踏まえ、本市においては、「第2次宇都宮市地域教育推進計画」に基づき、「学びを通して豊かな人間性と人と人の絆を育み、地域ぐるみにより、教育活動やまちづくりを支える社会を実現する。」を基本理念に、「人間力を高める学習環境の充実」、「家庭・地域の教育力の向上」、「学習活動とその成果を地域活動につなぐ仕組みづくり」に取り組んでいく。

### (2) 重点施策

#### ア 人間力を高める学習環境の充実に資する施策

- ・ 身近な生活課題の解決に資する個人の自立に向けた学習の推進
- ・ 社会の要請に対応した学習の充実
- ・ 大人の気づきと行動を促す学習機会の充実
- ・ 豊かな心や考える力を育みひとづくりの礎となる読書活動の推進

#### イ 家庭・地域の教育力の向上に資する施策

- ・ 保護者同士が学びあい、支えあう「親学の推進」と、地域や学校、企業などによる家庭教育支援の充実・強化（親学出前講座の充実、家庭教育サポーターの連携強化）
- ・ 学校・家庭・地域等が一体となって児童・生徒の健全育成に取り組む「魅力ある学校づくり地域協議会」活動の推進
- ・ 「宮っ子ステーション事業」の方針や具体的な基準の策定及び事業内容の充実

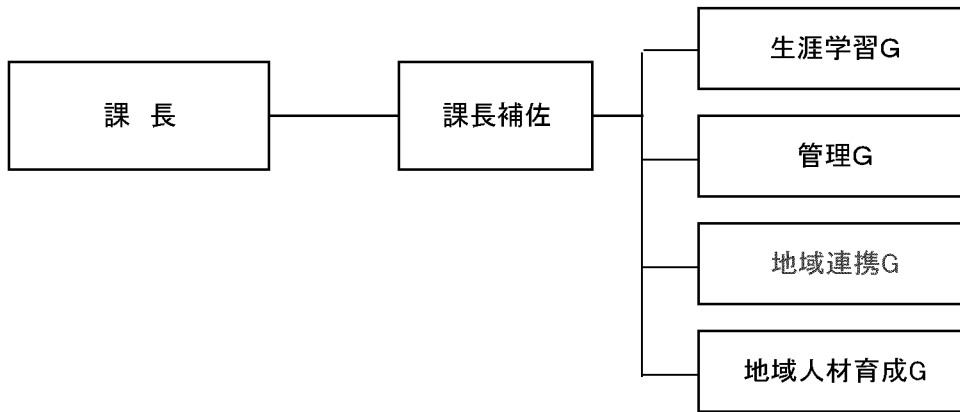
#### ウ 学習活動とその成果を地域活動につなぐ仕組みづくりに資する施策

- ・ 人と人、学びと活動をつなぐ仕組みの検討
- ・ 地域の課題や魅力を発見し、郷土愛の醸成や課題の解決に向けた学習の推進
- ・ 学習と活動の循環を意識した取組の充実

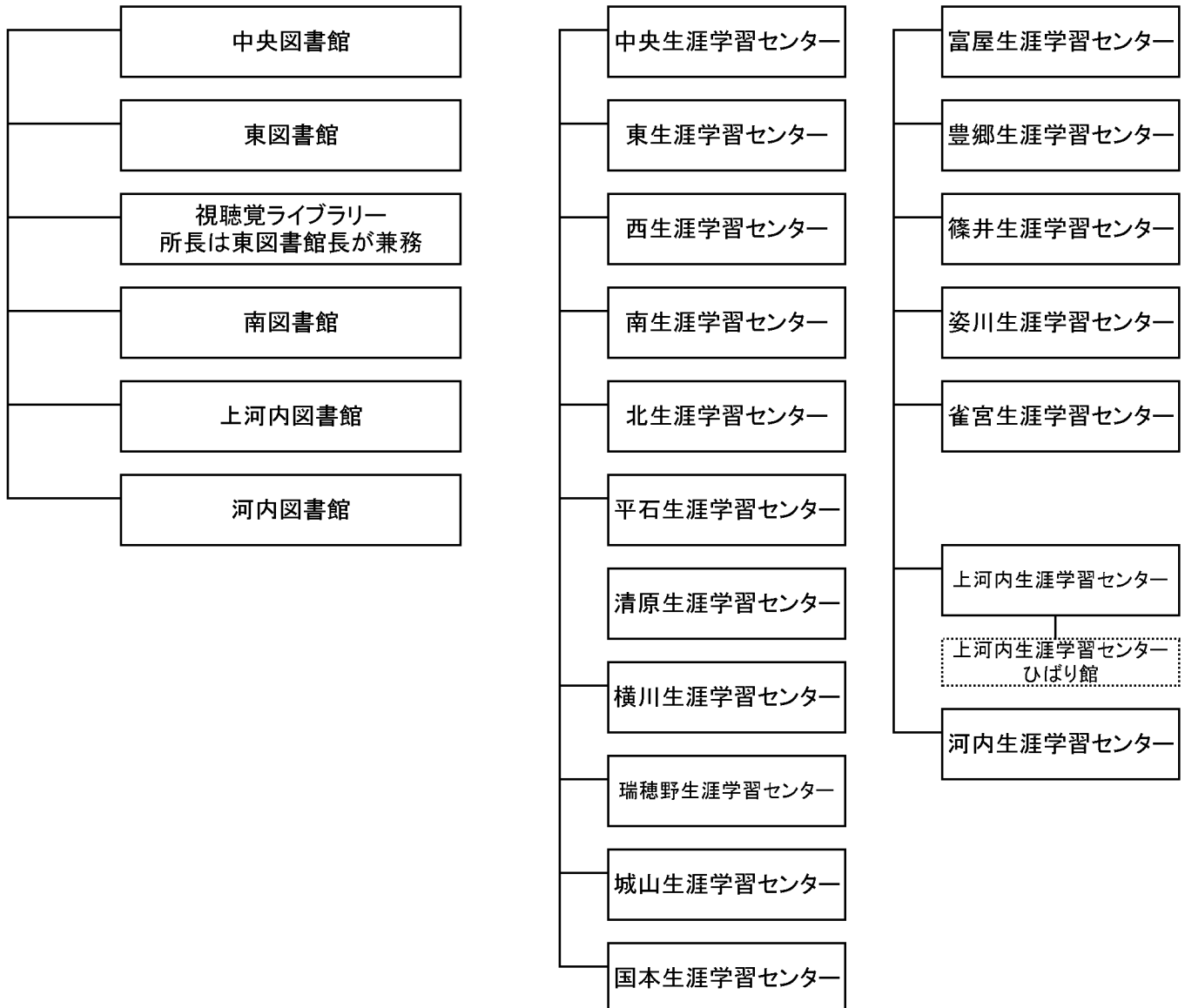
### 3 生涯学習課の組織

(平成25年4月1日現在)

○教育委員会事務局 生涯学習課



○教育機関



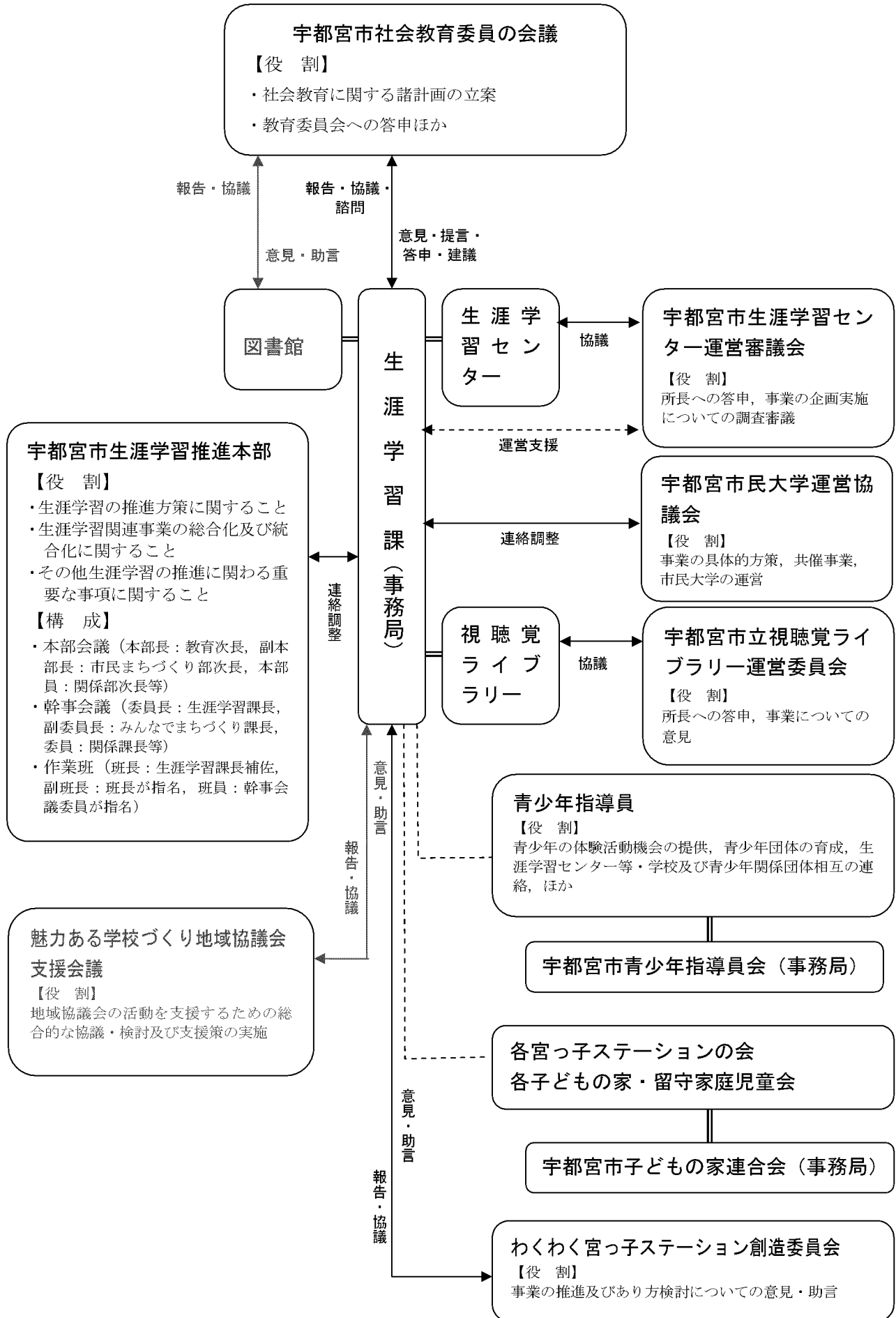
生涯学習グループ

管理グループ

地域連携グループ

地域人材育成グループ

# 1 宇都宮市の生涯学習・社会教育推進体制



## 2 生涯学習・社会教育推進体制、関係組織・団体等

### (1) 生涯学習推進体制（生涯学習推進本部 平成2年4月1日～）

生涯学習の継続的な発展に向けて、生涯学習推進に関わる施策事業について全庁的な連携・調整を図り、生涯学習を効果的・効率的に推進するため、「宇都宮市生涯学習推進本部」を設置している。

- 本部会議
  - ・構成 本部長：教育次長  
副本部長：市民まちづくり部次長  
本部員：関係部次長等
  - ・所掌事務 生涯学習推進計画の策定、その他生涯学習の推進
  - ・計画策定時に開催予定
- 幹事会議
  - ・構成 委員長：生涯学習課長、副委員長：みんなでまちづくり課長  
委員：関係課長等
  - ・所掌事務 生涯学習推進計画の企画立案、生涯学習事業の推進、庁内の連絡調整
  - ・概ね年2回開催予定
- 作業班
  - ・構成 班長：生涯学習課長補佐、副班長：班長が指名  
班員：幹事会議委員が指名
  - ・所掌事務 幹事会議の補助
  - ・必要に応じ開催

### (2) 社会教育に関する組織・団体・団体活動への支援

#### ア 社会教育委員

本市の社会教育委員は、昭和24年に条例により設置され、定数20名、任期は2年とされている。委員の構成は、学校教育の関係者4名、社会教育の関係者11名、学識経験者5名（平成22年7月委嘱より変更）。会議は年3、4回開催予定。

平成21年7月に教育委員会から「宇都宮市における今後の『成人教育』のあり方について」の諮問を受け、平成22年7月に答申

近年における調査研究事項は、次のとおりである。

- 昭和57年度（建議）「地域社会における青少年教育のあり方について」
- 昭和59年度（答申）「多様化、高度化する社会に対応した公民館の機能と組織体制について」
- 昭和63年度（答申）「成人の日の行事について」
- 平成2年度（答申）「生涯学習推進に伴う公民館のあり方について」
- 平成5年度（答申）「成人の日の行事のあり方について」
- 平成12年度（意見書）「生涯学習社会における今後の公民館のあり方について」
- 平成13年度（意見書）「（仮称）宮っ子育成の日について」
- 平成18年度（意見書）「家庭と地域の教育力向上に関する方策について」
- 平成22年度（答申）「宇都宮市における今後の『成人教育』のあり方について」

## イ 青少年指導員

昭和41年度から国庫補助を得て、子供会等少年団体育成指導員事業としてボランティアの養成を図っていたものを昭和44年度から宇都宮市青少年指導員と名称を改め、市の非常勤職員として市立小学校区ごとに1名ずつ68名を配置。

生涯学習センターで実施する少年ふるさと教室での指導や各種事業への参加、青少年団体の指導育成など、青少年教育の振興を図っている。

(詳細は24ページ「青少年教育の推進」の項参照)

## ウ 社会教育関係団体(全市的団体) ☆印は補助金交付団体

### (ア) 宇都宮市子ども会連合会(☆)

昭和50年2月設立。子ども会員(3歳以上中学生以下)26,625人。育成者、指導者13,276人(うち宇都宮リーダーズクラブ28人(高校生11人,OB及びOG16人,事務局員1人)。全市的な子ども会育成指導者の連絡組織として結成され、現在、43地区子ども会育成会連絡協議会(「地区子連」)で組織されている。

平成13年4月に、宇都宮市子ども会育成会連合会から宇都宮市子ども会連合会に名称を変更し、平成15年4月には、子ども会員対象年齢を「5歳以上高校生以下」から「3歳以上中学生以下」に変更した。

主な活動は、ボランティア活動、スポーツ、文化活動の推進、子ども会指導者・高校生ジュニアリーダーの養成、指導者研修会、地区子連への援助助言、先進地との交流研修等であり、安全共済会事務も行っている。平成24年度の安全共済会加入者数については、39,993人。

### (イ) 宇都宮市BS・GS連絡協議会(ボーイスカウト・ガールスカウト)

会員588人(うちボーイスカウト493人,ガールスカウト95人)。ボーイスカウト・ガールスカウトの組織として、社会に奉仕する態度を身につけ、心身ともに健全な青少年の育成を目的に活動している。清掃奉仕活動、募金奉仕、指導者講習会、B-Pフェスティバルの開催等を行っている。

宇都宮市に所在する日本ボーイスカウト栃木県連盟加盟のボーイスカウト7団体及び(社)ガールスカウト日本連盟栃木県支部加盟のガールスカウト2団体で組織している連絡協議会。

### (ウ) 宇都宮市青少年指導員会

昭和44年設立。会員68人。青少年教育の振興を図るため、青少年指導員が市立小学校区ごとに1名、教育長から委嘱を受けており、その68名が組織している。

指導員相互の交流と資質の向上を図るため、工作教室等の全体・ブロック別研修会の実施、各種講習会等への参加、地区の行事での指導を行っている。

青少年指導員は、昭和41年度から国庫補助を得て、子ども会等少年団体育成指導員事業として、ボランティアの養成を図ったのが始まりである。

### (エ) 宇都宮市地域婦人会連絡協議会(☆)

昭和24年設立。会員約480人。9地区の単位婦人会の総合的な連絡協議会が本会である。会員の教養の向上、親睦と融和及び地域社会での奉仕活動等に関する諸活動により、社会教育の振興を図ることなどを目的として、各種の研修や文化祭の開催のほか、



地域の敬老会・体育大会・成人式・交通安全運動や青少年健全育成活動への参加，各種奉仕活動，公的募金協力活動，さらに日赤奉仕団として献血街頭PR活動など，地域に密着した幅広い活動を行っている。

また，地区ごとの情報交換や事業，活動内容のPRとして，広報紙「市婦連だより」を年2回発行している。

#### (オ) 宇都宮市PTA連合会（☆）

昭和32年設立。会員数約38,000人。社会教育関係団体としては最大の会員数を擁し，市内の小中学校95校の単位PTAの連合体として，連合会が組織されている。

PTA会員相互の連絡と協力で児童・生徒の健全な育成，各PTA組織のさらなる発展等の共通目的の達成を目指し，校長・会長研修，リーダー研修の実施，全国大会，指導者研修会への派遣を行っている。

機関紙「PTA宇都宮」を年2回発行している。

#### (カ) 「小さな親切」運動宇都宮支部

昭和54年設立。会員数2,127人（H25.3.31）。社会道義の確立を目指し，「小さな親切」の実践を呼びかけ，加盟会員が中心となり，この運動を推進するため，加入小・中学校交歓会，クリーン作戦の実施，標語ポスターの作成配付，実行賞の推薦・贈呈式を行っている。

#### (キ) 宇都宮モラロジー事務所

会員225人。平成11年1月宇都宮モラロジー事務所に名称変更。公益財団法人モラロジー研究所から承認された団体として，地域社会における道徳振興活動を通じた国づくりに寄与すること，モラロジーに基づく生涯学習活動推進の拠点となることなどを目的に掲げている。会員研修としての月例会，清掃ボランティアを始め，実践活動としての研究会，セミナー等の開催，サークル活動など，幅広い活動を行っている。

道徳科学モラロジー協会から，宇都宮モラロジー研究会，宇都宮モラロジー事務所に名称が変更され，現在に至る。

#### (ク) 宇都宮ユネスコ協会（☆）

昭和39年設立。会員20人，青年会員8人。ユネスコ憲章の精神に基づき，教育・文化・科学を通じて国際的相互理解と地域社会の発展に努め，世界平和と人類の福祉に寄与することを目的に設立された。

市内の留学生と日本人大学生・高校生らの交流を図る「ユースフォーラム2012」に，60名の参加者があった。

また，「絵で伝えよう わたしの町のたからもの」絵画展を主催している。平成24年度の応募数は106点。

#### (ケ) 宇都宮市家庭教育オピニオンリーダー会

平成4年設立。会員27人。地域における家庭教育の実践者として，子育て相談や親子の実技指導等を行っている。若い親や転勤などで孤立しがちな親の子育てに関する相談相手となり，自主グループづくりの支援等を図る活動をしている。

例年，生涯学習センター主催の「3歳児と親のふれあいスクール」，「子育て広場」

などの講座の講師を務めたり、家庭教育講座における託児を行なったりしている。

自主事業として、子どもの居場所「西が岡ひろば」（宝木団地集会所）に取り組んでいる。

会員は、県教育委員会主催の家庭教育指導者養成講座の修了生が発起人となり、実践を続ける意思のある会員で組織されている。

## エ 後援名義使用許可

### (ア) 概要

本市で催される生涯学習関連行事について、教育委員会（又は宇都宮市）の名義を貸し与えることにより、市民の自発的な活動を支援すると共に、市民に潤いを与え、教育的な効果及び生涯学習の推進を図る。

### (イ) 平成24年度実績

後援件数 63件（教育委員会：56件、宇都宮市：7件）

### 3 各種計画

## 第2次宇都宮市地域教育推進計画（うつのみや地域教育プラン）

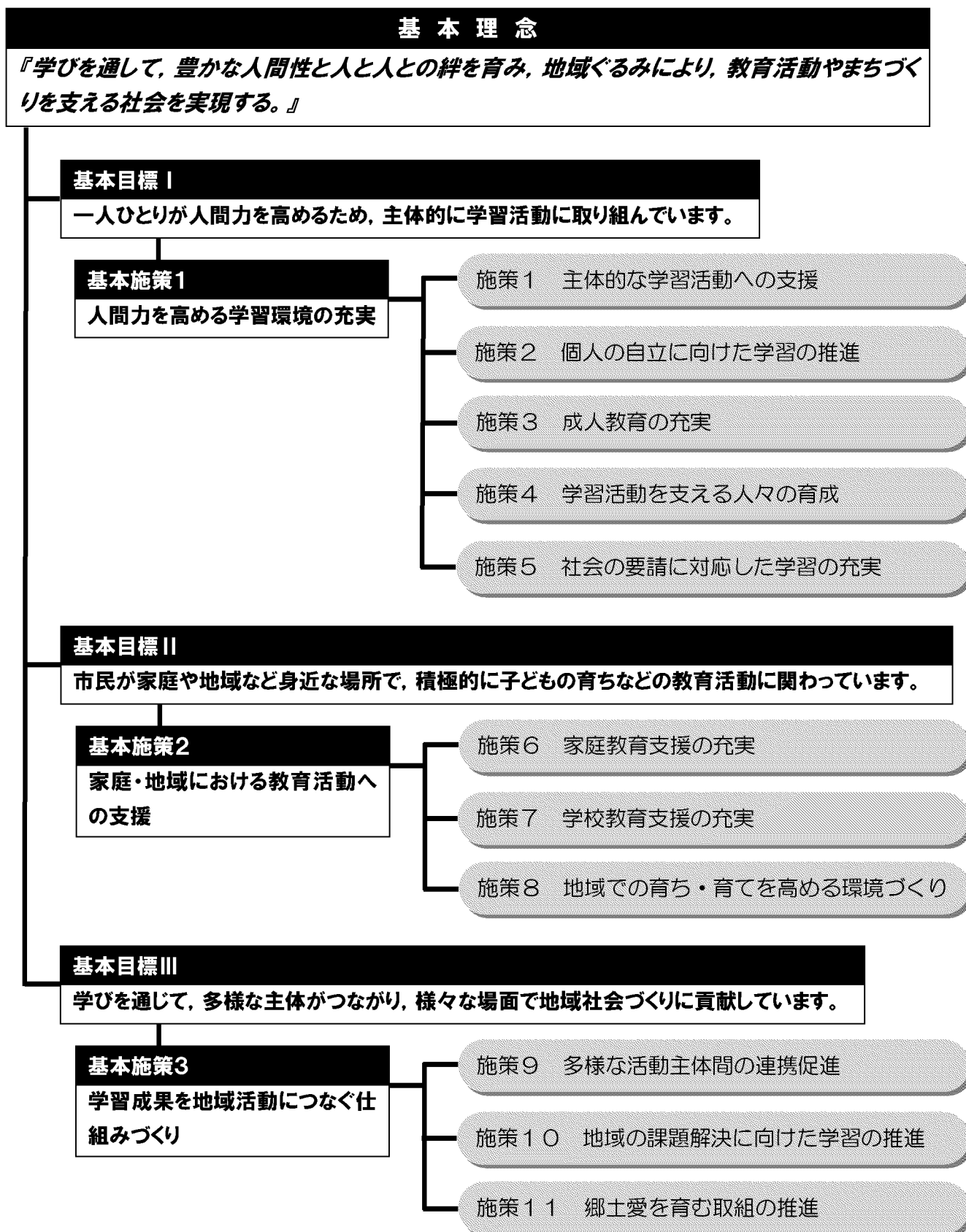
#### ○ これまでの計画の特徴

- ・ 「第1次宇都宮市生涯学習推進計画」（平成2年度～平成12年度）  
⇒ 生涯学習の基盤整備（施設整備，学習機会拡充，情報提供）
- ・ 「第2次宇都宮市生涯学習推進計画」（平成13年度～平成22年度）  
⇒ 生涯学習の環境整備（学ぶ環境，生かす環境，つなぐネットワーク）
- ・ 「宇都宮市地域教育推進計画（第3次宇都宮市生涯学習推進計画）」  
（平成20年度～平成24年度）  
⇒ 「個人」のための学習支援から「社会」をつくる人づくりへ  
（人間力の向上，家庭・地域の教育力の向上，主体的な学習活動の支援）

#### 【第2次宇都宮市地域教育推進計画（うつのみや地域教育プラン）の概要】

計画の期間	5年間（平成25年度～平成29年度）
基本理念	学びを通して，豊かな人間性と人と人の絆を育み，地域ぐるみにより，教育活動やまちづくりを支える社会を実現する。
基本目標①	一人ひとりが人間力を高めるため，主体的に学習活動に取り組んでいます。（人づくり） 〔基本指標〕 学習活動をしている市民の割合 43.2%（H23） ⇒ 48.4%（H29）
基本目標②	市民が家庭や地域など身近な場所で，積極的に子どもの育ちなどの教育活動に関わっています。（絆づくり） 〔基本指標〕 放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数 14,716人（H23） ⇒ 37,438人（H29）
基本目標③	学びを通じて，多様な主体がつながり，様々な場面で地域社会づくりに貢献しています。（地域づくり） 〔基本指標〕 地域活動やボランティア活動に参加している市民の割合 56.6%（H23） ⇒ 60.0%（H29）
基本施策	1 人間力を高める学習環境の充実 2 家庭・地域における教育活動への支援 3 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり

○ 計画の体系



## 宇都宮市読書活動推進計画

平成20年度に策定した『宇都宮市図書館機能・サービス向上計画（みや図書館サービスプラン）』に基づき、図書館が「市民の読書活動・学習活動を支援し、市民生活や地域の課題解決に役立つ身近な情報拠点となること」を目指して、図書館の機能・サービスの向上による市民の読書活動の推進に努めてきた。

また、平成21年度に策定した『第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画』に基づき、「もっと。ずっと。グンと。読書を通じて育む“豊かな心”と“人との絆”子ども読書のまち宇都宮」を目標に、家庭・地域・学校・図書館等が連携・協力して子どもの読書活動を推進してきた。これらの計画により、本市の図書館資料の貸出数・予約数、小中学生の読書量は飛躍的に増加した。

今後は、読書活動が市民や地域の課題解決に寄与し、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、市民の読書活動の推進に有効なこれまでの取組を継続するとともに、読書活動の一層の推進を図るための効果的なサービスの展開を図る。

### 【宇都宮市読書活動推進計画の概要】

計画の対象	宇都宮市民
計画の期間	5年間（平成25年度～平成29年度）
基本理念	市民や地域の課題解決支援やICTの対応など、読書環境の整備を図るとともに、子どもを含めた市民の読書活動を推進します。
基本目標	目標1 多様な図書館サービスを利用するなど、あらゆる市民が読書活動に親しんでいます。 目標2 図書館、地域、学校の連携のもと、宮っ子が読書活動や学習活動に励んでいます。 目標3 個人や団体、地域が図書館サービスを利用し、それぞれの課題を解決しています。 目標4 市民が高度情報化に対応した資料や設備を利用し、ニーズに応じたデジタル情報を活用しています。 目標5 図書館の適切な環境整備と運営により、市民が快適に図書館を利用しています。
基本施策	基本施策1 市民の読書活動の推進 施策1 さまざまな市民の読書活動の推進 施策2 子どもの読書活動の推進 施策3 レファレンス・課題解決型サービスの強化 施策4 ICTの推進や電子情報の提供 基本施策2 適切な図書館運営や環境の整備 施策5 効果的・効率的な管理運営体制の充実 施策6 施設の再整備の計画的な推進



## 4 生涯学習推進事業

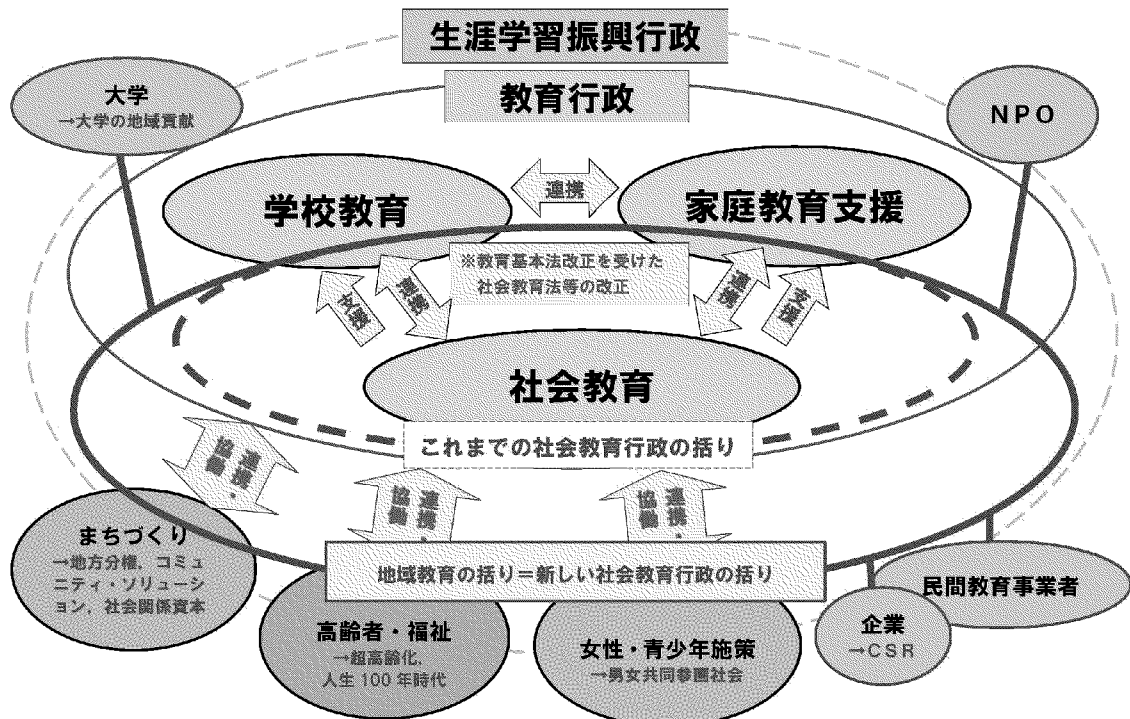
### (1) 地域教育の推進

社会構造の急速な変化，低迷する経済による閉塞感や，人々の価値観やライフスタイルの急激な変化などを背景に，生涯学習へのニーズもますます多様化してきている。

一方では，退職前後の成熟期，円熟期の世代の地域におけるまちづくり活動への参加や，東日本大震災後の社会貢献意欲の高まりなど，地方分権の流れの中で地域自治を主体的に市民が支えていくための人づくりや人と人，学習と活動をつなぐ仕組みづくりが求められてきている。

国では，これまで示してきた「個人の要望と社会の要請のバランスの確保」「公共の課題に取り組む社会教育の振興」「地域社会で活躍する人材の育成」などの考えに加え，平成25年3月に中央教育審議会生涯学習分科会が公表した「議論の整理」において，現代的・社会的な課題等の学習機会の提供に当たっては，「社会教育行政」の担当部局と関係行政部局との連携・協働が重要であるとし，「社会教育行政」が取り組む範囲が拡大されたところである。

市でも，従来の「社会教育行政」の領域を越えた範囲を，「地域教育」として取り組んできたところであり，引き続きこうした流れを踏まえ，平成25年3月に策定された「第2次宇都宮市地域教育推進計画」に基づき，学びを通して豊かな人間性と人と人との絆を育み，地域ぐるみにより，教育活動やまちづくりを支える社会の実現に向け，生涯学習センター等への支援や人材育成の拠点である「人材かがやきセンター」の事業の充実など，地域教育活動の促進や地域人材の育成に積極的に取り組むとともに，学習活動とその成果を地域活動につなぐ仕組みを構築し，「地域で学び，学んだ人が地域をつくる」地域教育のより一層の推進を図っていく。



【図】地域教育と新しい社会教育行政の関係

## ア 地域教育推進体制の整備

### (ア) 体制整備の目的

- ・ 生涯学習に関する市民の意識や活動が活発化する中、学んだ成果を発揮して、地域に貢献できるような人材を育成する。
- ・ 地域に貢献できる人材を育成していく「地域教育」（地域で学ぶ，地域で育てる，地域をつくる，地域ぐるみの教育）を着実に推進していく。

### (イ) 体制整備の内容（H22.4～）

- ・ 18生涯学習センターの講座予算を50款で一括計上するなど、生涯学習課の本課機能の集約・強化を図り、全ての生涯学習センター（18館）を統括・支援する。
- ・ 中央，東，西，南，北の生涯学習センターを市民活動センター併設館とし、まちづくり支援担当職員（生涯学習センター職員兼務）を配置することで、人づくりとまちづくりの一体的推進を図る。
- ・ 生涯学習課内に地域に貢献できる人材の育成を目的とした地域人材育成グループを新たに設置し、指導者育成，関係職員研修，全市的・先導的事業の実施，プログラム開発，調査研究等を行う「地域教育推進センター機能」を付加する。
- ・ 全ての生涯学習センター（18館）においては、本課の方針等もふまえ、地域の実情に応じた事業展開や人づくり事業を実施する。

## イ 地域かがやきプロジェクト（CKP）

- ・ 地域教育や地域の困りごとなどについて、地域住民が改めて考え、取り組みのきっかけになるような機会を創出するため、活動と学習の循環の考え方を構築し、各生涯学習センターを拠点として「地域かがやきプロジェクト」を展開している。  
（平成24年度 3センター3事業）  
活動と学習の循環（CKPサイクル）・・・17ページ

## ウ 人材かがやきセンター

### (ア) 機能概要

- ・ 市民やボランティアなど多くの方が、学び，集い，情報交換や仲間づくりができるひとづくりの拠点とし、「人材かがやきセンター」の『愛称』で、事業を実施している。  
※ 事務室（中央生涯学習センター4階），研修室（同5階）
- ・ 地域や家庭，学校などを場に活動している方や，これから活動したいと考えている方などに，それぞれの関心や活動レベルに合った講座や研修を体系的に実施するほか，全市的なモデル事業，高等教育機関との連携による調査研究，学習プログラムの開発・提供などを行うことにより，地域教育（家庭教育含む）の効果的な推進を図る。



(イ) 主な事業

機 能	事 業 内 容
地域教育のリーダーとなる指導者の養成・研修機能	<b>研修事業</b> （関係職員や団体指導者などへの専門的研修等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習担当職員研修</li> <li>・青少年指導者支援研修</li> <li>・社会教育主事ステップアップ研修</li> </ul>
	<b>人材育成事業</b> （地域に貢献できる人材の育成等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習コーディネーター養成講座</li> <li>・家庭教育サポーター養成講座</li> <li>・学校支援ボランティア養成講座</li> </ul>
市民の地域教育活動を促進する全市的・先駆的機能	<b>学習機会提供事業</b> （広域的事業，モデル事業，交流機会創出等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催講座</li> <li>・市民大学</li> <li>・親力向上講座</li> <li>・親学出前講座</li> <li>・地域教育メッセ</li> <li>・地域教育出前講座 等</li> </ul>
	<b>情報提供事業</b> （情報提供システムの運用，周知広報等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習情報提供システムの運用</li> </ul>
	<b>学習相談事業</b> （学習相談窓口開設等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習相談窓口開設</li> </ul>
新たな学習プログラムの開発・調査研究機能	<b>調査研究事業</b> （高等教育機関との共同研究等） <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習課の政策立案に係る事前調査</li> <li>・高等教育機関との共同研究</li> <li>・新たな学習プログラムの研究・開発</li> </ul>

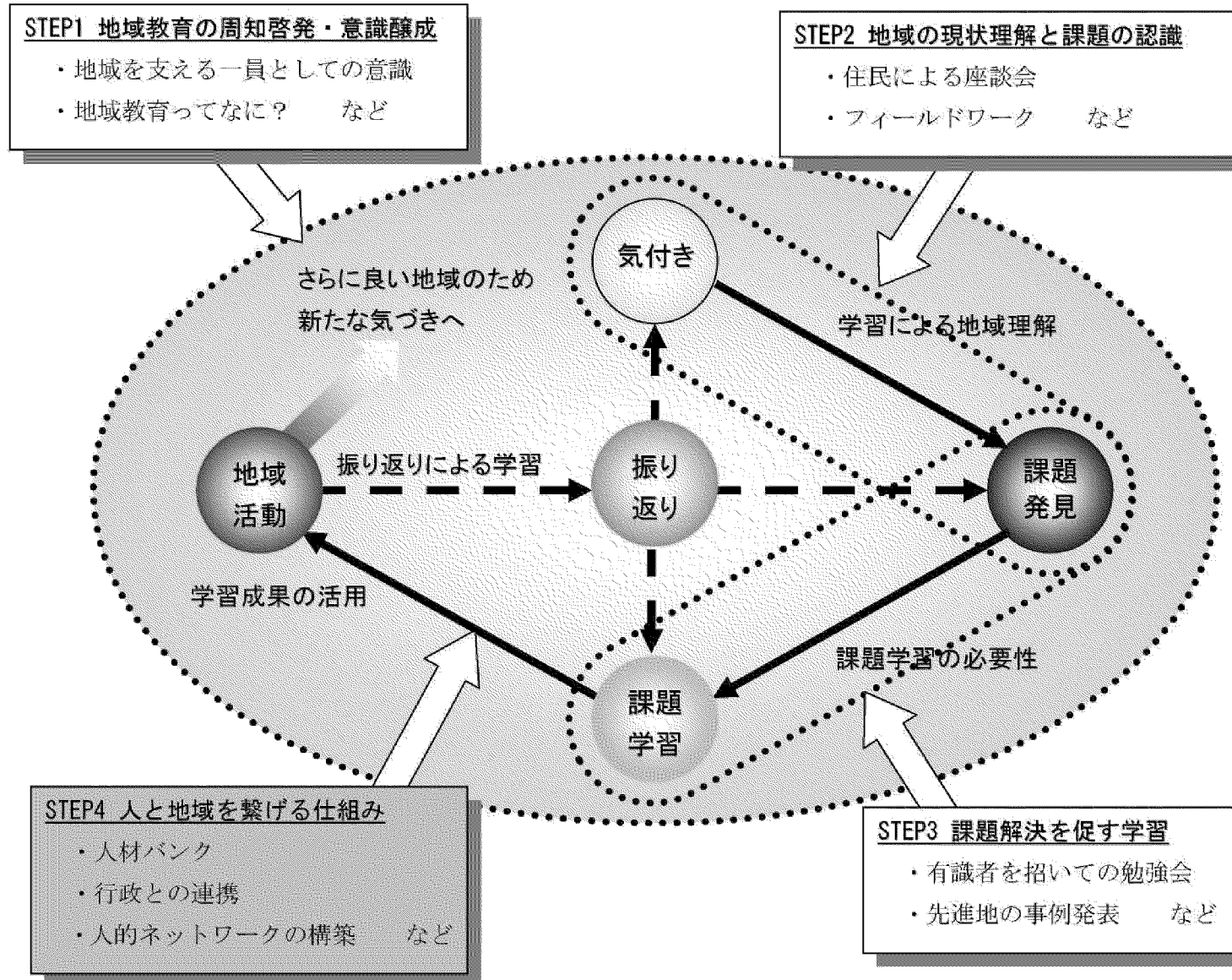
(ウ) 人材かがやきセンター事業（講座）の体系区分

区 分	内 容
地域教育区分	①社会教育（※②・③を除く主に成人教育及び青少年教育） ②家庭教育支援，③学校教育支援・連携
年 齢 層	①幼少期（～14歳），②青年期（15歳～20代），③壮年期（30～40代）， ④成熟期（50～60代），⑤円熟期（70代～）
活動レベル	①グリーンティング（興味がある），②スターティング（始めたばかり）， ③ステップアップ（活動中），④リーダー養成（指導者をを目指す）， ⑤エキスパート支援（指導者）

**(工) 事業実績等**

- 平成22年度事業実績  
講座数 7講座  
受講者数 172名
- 平成23年度事業実績  
講座数 15講座  
受講者数 564名
- 平成24年度事業実績  
講座数 10講座  
受講者数 288名

【図】 活動と学習の循環（CKPサイクル）



## エ 平成25年度人材かがやきセンター主催講座（予定）

平成25年度については、第2次宇都宮市地域教育推進計画に基づき、一人ひとりの人間力を高めるための講座、社会の要請に対応した講座、小中一貫教育と地域学校園に係る講座など、市民が自分の関心や活動レベルに応じた学びにつながる講座を体系的に実施する。

また、各種関係機関や高等教育機関との連携・協力を図りながら、先駆的な学習プログラムの開発・提供を行うことにより、地域教育の効果的な推進に努めていく。

実施区分	講座名	講座概要	実施時期	体系区分※		
				地域教育区分	年齢層	活動レベル
①社会教育(※②・③を除く主に成人教育及び青少年教育)	1 先人の生き方に学ぶ大人の道徳時間 ～没後100年 田中正造の行動とその思想に学ぶ～ (全3回)	地域活動をしている方や興味のある方を対象に、人間力を高めるために、本県出身の偉人である田中正造の生き方や思想を学び、自分の生活や地域社会の中でどのように生かせるかを考える講座	前期 5月	①	③ ④ ⑤	① ②
	2 ガマンしない！モヤモヤしない！ ～さわやかな自己表現をめざして～ (全3回)	地域活動をしている方や興味のある方を対象に、対人場面における自らの思考パターンを理解しながら、相手も自分も大切に自己表現について学び、人間関係構築力の向上を図る講座	前期 8月	①	③ ④ ⑤	① ② ③
	3 より良く生きる!! ～シニアの「縁活」はじめませんか～ (全3回)	シニア世代を対象に、今までの自分の生き方を見つめ直すとともに、地域における新たな縁づくりや、実際の活動事例などを学び、今後のより良い生き方について考えることを通して地域社会における貢献活動への参加に繋げる講座	前期 7月	①	④ ⑤	① ②
	4 現代版「井戸端会議」から始まる地域の絆 (全3回)	地域活動をしている方や興味のある方を対象に、江戸庶民の長屋における助け合いや会津藩の「仕」の教えなどを学び、地域コミュニティのあり方を考察しながら、その再構築に繋げていく講座	前期 9月	①	③ ④ ⑤	① ②
	5 「宮の朝活」はじめます！ (全5回)	日頃、講座を受講しにくいライフスタイル世代の若手ビジネスマンや就職を控えた学生などを対象に、「朝活」という形で学習機会を提供し、生涯学習への関心を高めるとともに、参加者の自主的な生涯学習活動へと繋げていく教養講座	前期 6月	②	② ③	① ②
②家庭教育支援	6 親力向上講座 (全3回)	乳幼児をもつ保護者を対象に、子どもの発達段階に応じた子どもとの関わり方など、家庭教育の課題への対応について学び、親力の向上を図る講座	後期 10月	③	② ③	①
	7 家庭教育サポーター養成講座 (全4回)	家庭教育支援に興味のある方を対象に、主に就学前の子どもを持つ保護者に対する地域のボランティアとしての支援について学び、社会全体で子育て中の親を支える取組の充実を図る講座	後期 11月	③	④ ⑤	① ② ③
③学校教育支援・連携	8 思春期の心を受け入れる ～さまざまな事例をもとに～ (全1回)	主に思春期の子を持つ保護者を対象に、思春期の子どもが置かれている現状を知り、事例をもとに親子関係や地域の大人としてのかかわり方を改めて見直すとともに、子どもの自立への支援について考える講座	後期 7月	③ ④	③ ④ ⑤	① ② ③
	9 中一ギャップは怖くない ～そのとき親が地域ができること～ (全2回)	子どもの中学校入学を控え、親として不安に感じていることが多いと思われる小6保護者を主な対象とし、「中1ギャップ」に関する事例等から、親としての心構えや対応について学び、思春期の子どもの健やかな成長を支援する講座	後期 2月	③ ④	③ ④ ⑤	① ② ③

### ※ 体系区分

〔地域教育区分〕 ①社会教育(※②・③を除く主に成人教育及び青少年教育)、②家庭教育支援、③学校教育支援・連携

〔年齢層〕 ①幼少期(～14歳)、②青年期(15歳～20代)、③壮年期(30～40代)、④成熟期(50～60代)、⑤円熟期(70代～)

〔活動レベル〕 ①グリーティング(興味がある)、②スターティング(始めたばかり)、③ステップアップ(活動中)

## (2) 家庭教育支援事業

核家族化や少子化などを背景に、保護者による子どもの過保護・過干渉・放任や育児不安の増大、青少年による犯罪の増加などの問題が顕在化し、家庭の教育力の向上が求められている。このため、人づくりにおいて重要な役割を担う家庭の教育力の向上を目指して、保護者による学びを促進する「親学」を推進するとともに、地域や家庭教育支援団体による取り組みへの支援や企業に対する意識啓発を行うなど、学校・家庭・地域・企業等と連携した家庭教育支援事業を推進する。

※ 「親学」とは、保護者が子どもをより良く育てるために、子育ての責務や親としての役割、子どもとの関わり方などのほか、社会の一員としての大人の役割などを学ぶこと。

### ア 啓発事業の実施

#### (ア) 親学と子どもの情報誌の発行

- ・ 中学3年生までの子を持つ保護者対象
- ・ 67,000部×年2回
- ・ 保育園，幼稚園，小中学校，宮っ子ふれあいブック（1歳6か月児健診時），図書館，生涯学習センター等を通じた配布

#### (イ) 家庭の教育手帳の発行

- ・ 小1～4年，小5～中3までの子どもを持つ保護者対象（各5,000部）
- ・ 就学時健康診断等を通じた配布

### イ 交流機会の提供

子どもの家における午前中の子育て支援事業について、子どもの家指導員研修会の実施や個別の支援を通して活性化を図る。

### ウ 学習機会の提供

#### (ア) 「親学出前講座」

- ・ 保護者が集まる機会を捉えた学習機会の提供
- ・ 広報紙等で申込団体を募集するほか、保育園，幼稚園，小・中学校に対して親学出前講座のプログラムを提示して募集
- ・ 教育委員会各課から、保護者向けの講座プログラム及び派遣講師（職員）の協力を得て、実施
- ・ 平成21年度実績 83件 3,761名
- ・ 平成22年度実績 94件 4,081名
- ・ 平成23年度実績 102件 4,289名
- ・ 平成24年度実績 103件 4,610名

### (イ) 家庭教育支援団体、宇都宮市PTA連合会等との連携事業

宇都宮市PTA連合会が作成した「親の振り返りカード」集計結果を活用し、保護者同士が子育てについて意見交換をするプログラムの活用を促進する。

### (ウ) 人が集まる場所における親学の実施

遊園地やショッピングモール等、不特定多数の人が集まる場所における親学を実施する。

## エ 家庭教育支援団体、関係団体等との連携の促進

### (ア) 家庭教育支援団体、支援者等との連携

- ・ 第6号親学と子どもの情報誌を、家庭教育支援団体や支援者と連携して作成
- ・ 親学習プログラム指導者との連携強化（情報交換会、研修会等の実施）
- ・ 家庭教育支援団体と連携した親力向上講座の実施

### (イ) 「魅力ある学校づくり地域協議会」による家庭教育活動の支援

- ・ 「魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業」により、同協議会が実施する家庭・地域の教育力向上のための活動を支援（相談、情報提供、財政支援）

## オ 企業等との連携の強化

親学出前講座企業等連携事業により、社会総ぐるみによる更なる親力向上支援体制の充実を図る。（平成25年4月現在 8社・団体と連携）

## カ 家庭教育サポーター養成、養成後の活動支援

- ・ 平成22年度末から養成  
養成講座（4回）の修了者（2回以上の参加）に修了証を配布
- ・ 平成23年度から活動
- ・ 修了者数  
平成22年度 25名                      平成23年度 13名  
平成24年度 8名    【合計】46名  
目標養成者数 150名
- ・ フォローアップ研修や情報交換の場の設定、活動支援、お互いの活動を知るための会報誌の発行などの活動支援の実施

### (3) 地域教育力向上事業

地域、保護者、学校等が連携し、社会全体で次代を担う子どもたちをはぐくむ環境を整備し、地域の教育力の活性化を図る。

#### ア 学校施設を活用した地域教育力向上事業（H18～）

##### (ア) 魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業

###### a 概要

心豊かでたくましい宮っ子を育成するため、「魅力ある学校づくり地域協議会」の活動を支援することを通して、地域の教育力を生かした「学校教育の充実」と、地域ぐるみの子育てによる「家庭・地域の教育力向上」を図る。

※ 学校教育課，教育企画課と共管

###### ・ 魅力ある学校づくり地域協議会

学校や家庭，地域，企業等が一体となり，未来を拓く心豊かでたくましい宮っ子を育むため，平成20年度までに市内すべての各小中学校に設置

学校施設や地域の教育資源を活用し，地域の教育力を生かした「学校教育の充実」と地域ぐるみの子育てによる「家庭・地域の教育力向上」を目指す。

###### ・ これまでの取組

平成18年度 協議会設置 11校（小学校8校，中学校3校）

平成19年度 協議会設置 28校（小学校19校，中学校9校）（累計39校）

平成20年度 協議会設置 54校（小学校41校，中学校13校）（累計93校）

平成20～22年度 学校支援地域本部事業を導入

（53校（小学校43校，中学校10校）で文科省委託事業を受託）

平成23年度～ 地域はみんなの学校づくり事業を実施

平成25年度 事業名変更（魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業）

###### b 魅力ある学校づくり地域協議会支援会議

魅力ある学校づくり地域協議会の活動の充実・活性化に向け，意見交換や市への助言を行うとともに，地域の実情や熟度に応じた活動に対する支援を行う。

###### 【委員構成】

区 分	人数	構成員
地域協議会関係者	4	小学校・中学校協議会委員の代表者
地域団体関係者	1	地域まちづくり連絡協議会の代表者
社会教育関係者	4	青少年指導員会，子ども会連合会，PTA連合会の代表者，家庭教育関係者
学識経験者	2	学校・家庭・地域連携に係る大学教授等
学校教育関係者	2	小学校長会，中学校長会
行政関係者	3	生涯学習課長，学校教育課長，教育企画課長
合 計	16	

### 【役割】

- ・ 地域協議会活動に関する専門的な立場からの意見交換，市への助言
- ・ 地域協議会活動の支援
  - 地域コーディネーター等を対象とする研修
  - 地域協議会活動の地域住民への普及啓発 など
- ・ 地域協議会活動に要する経費の財政支援

#### c コーディネーター等の配置促進と活動支援

すべての地域協議会で円滑な活動を実施できるよう，コーディネーター等の配置を促進するため，様々な機会を捉えた地域人材の発掘と養成を行うとともに，「地域コーディネートお助けブック(平成 22 年度編集)」等を活用した活動の普及啓発を行う。

また，コーディネーターが行う連絡調整活動を円滑に進めることができるよう，研修会や情報交換会等を開催する。

※ 支援会議や人材かがやきセンターとの連携

#### d 学校・家庭・地域の連携強化による地域協議会の活動支援

全地域協議会で学校・家庭・地域が連携した活動を充実できるよう，相互の理解を深めるため，様々な機会を捉えて地域協議会活動の普及啓発を行う。

- ・ 教職員と地域協議会，学校支援ボランティアのコミュニケーションの場の設定
- ・ 教職員が一同に会する機会を活用した地域協議会活動の目的・効果の啓発

### (イ) 宮っ子ステーション事業

#### a 概要

国の「放課後子どもプラン」を導入し，放課後等における児童の活動を支援するため，「放課後子ども教室」と既存の「子どもの家・留守家庭児童会」を一つの地域運営組織に委託して実施する。

#### b 放課後子ども教室

全ての小学校区において，全ての児童を対象に，放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し，児童の安全・安心な居場所を確保するとともに，地域の方々の参加・協力を得て，勉強やスポーツ，文化活動，交流活動を実施する

- ・ 平日の放課後及び週末等，週 1 回以上
- ・ コーディネーター，安全管理員，活動アドバイザーの配置

#### 【実施状況】（H25は見込）

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
新規箇所数	2	1	6	8	12	14	23
累計箇所数	2	3	9	17	29	43	66



**c 子どもの家事業**

- ・ 平日の午前中、乳幼児とその保護者の交流の場を提供する「子育て支援事業」を実施する。
- ・ 平日の放課後及び土曜日、長期休業期間に、主として昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対する遊びを主体とした「放課後児童健全育成事業」を実施する。
- ・ 土曜日の午前中に、全校児童を対象とした「地域児童の健全育成事業」を実施する。

**【事業沿革】**

- ・ 昭和41年度 細谷小に本市で初めての留守家庭児童会を設置（直営方式） 《当時の所管》教育委員会社会教育課
- ・ 昭和51年度 石井小・御幸小・陽東小に開設し、12か所となる。都市児童健全育成事業（厚生省国庫補助制度）の創設
- ・ 昭和53年度 富屋小留守家庭児童会の新規開設にあわせて初めて運営費補助制度（公設民営方式）導入。
- ・ 平成元年度 すべての会を公設民営方式に移行
- ・ 平成2年度 福祉部児童福祉課へ事務移管。
- ・ 平成5年度 留守家庭児童会施設数は25か所となる。
- ・ 平成6年度 子どもの家事業開始（陽光子どもの家開設）  
 ※ 以降、新規開設はすべて子どもの家とし、留守家庭児童会についても順次、子どもの家に移行する方針とする。
- ・ 平成14年度 施設整備費補助制度を導入
- ・ 平成19年度 教育委員会事務局生涯学習課へ事務移管

**【実施状況】**

区分	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
留守家庭児童会	箇所数	17	13	12	10	9	9
	利用者数	880	611	623	440	418	417
子どもの家	箇所数	48	52	53	55	56	56
	利用者数	2,630	2,976	2,923	3,122	3,186	3,267
合計	箇所数	65	65	65	65	65	65
	利用者数	3,510	3,587	3,546	3,562	3,604	3,684

**d 宇都宮市わくわく宮っ子ステーション創造委員会**

宮っ子ステーション事業を円滑に推進し、より良い事業とするため、教育委員会が示した方策等について、学識経験者や関係団体の代表から意見や助言及び、実際の活動での経験から事業推進のためのアイデアをいただく

## (4) 青少年教育の推進

### ア 青少年指導員

#### (ア) 概要

宇都宮市青少年指導員設置規則（昭和44年3月27日教育委員会規則第4号）に基づく宇都宮市教育委員会非常勤職員。教育委員会が、地域の青少年育成経験者を対象に各小学校区につき1名を青少年指導員として委嘱（計68名）。居住地の小学校区内を担当区域とし、任期は2年とする。

青少年指導員の職務は、地域内の各団体指導者と相互連携を図り、地域内の生涯学習センター所長や学校長との連携・協力を努めること、子どもの生活環境や心理の理解に努め、その相談や青少年教育に係る事業の企画、運営指導にあたること、教育委員会の企画する研修会等に積極的に参加することである。

《参考：平成25年度の研修等予定》

- ・ 5月 フェスタmy うつのみやへの参加
- ・ 6月 人権教育指導者研修
- ・ 7月 ラジオ体操講習会
- ・ 7月 実技講習会
- ・ 11月 視察研修
- ・ 2月 うつのみや地域教育メッセへの参加

#### (イ) 活動内容

- ・ 青少年の体験活動指導及び指導協力者の確保（各種工作、昔遊び、郷土料理、伝統芸能、農作物の栽培、レクリエーション、ボランティア活動など）
- ・ 青少年団体の運営指導及び活動機会の確保（子ども会、リーダーズクラブ、青年団等の育成及び指導）
- ・ 担当区域における「魅力ある学校づくり地域協議会」等での、青少年教育にかかる事業の企画運営への参画
- ・ 「宮っ子ステーション事業」への参画
- ・ 担当区域における生涯学習センター又は地域コミュニティセンター等の青少年教育にかかる事業の企画運営その他の相談・協力依頼等に応じること
- ・ 子ども対象講座等における指導及び指導者の推薦
- ・ 担当区域における地域まちづくり組織等での青少年教育にかかる事業等への参画
- ・ 団体長連絡会議及び地区の青少年育成関係会議等への出席
- ・ 地区における各種大会、講習会等の企画・運営・指導（成人式、花いっぱい運動、ラジオ体操、タコあげ大会、子ども会リーダー訓練等）
- ・ その他、地区青少年健全育成のための各種事業への参加（環境点検、安全パトロール等）など

## イ 子ども情報センター

### (ア) 子ども（小中学生）の体験活動に関する情報の収集・提供・学習相談

- ・ 場 所 宇都宮市教育センター1階
- ・ 時 間 月～金 午前9時～午後4時
- ・ 窓口運営 ボランティア（市P連，市子連）

### (イ) 情報提供

- ・ ホームページの開設（随時更新）
- ・ 情報誌の発行 67,000部×年2回（長期休業前）
  - ⇒ 平成20年度から企業広告を1枠掲載（23年度から1枠増）
  - ⇒ 平成23年度から親学情報誌と合併して発行

### (ウ) 経緯

平成15年度をもって3年間の国の委託期間終了，平成16年度より市単独事業として実施している。

## ウ 社会教育施設の無料開放

本市の子どもたちの体験活動を促進させる環境づくりの一方策として，社会教育施設等の無料開放を行うもの

### (ア) 背景

現代の子どもたちには，人との交流や社会，自然と直接ふれあう体験や機会の不足から，規範意識や社会性の低下などが指摘されており，次の対応が求められている

- ・ 活動や交流の機会と場の提供による子どもたちの自主的，かつ積極的な学習や社会活動への参加促進
- ・ 完全学校週5日制の目指す様々な自然・社会体験活動をとおした社会性や豊かな情操，郷土に対する愛着心，健やかな心身の育成など

### (イ) 経過

- ・ 平成 8年4月 第2・第4土曜日における小中学生の使用料等を全額減免
- ・ 平成14年4月 対象日を毎週土曜日に拡大
- ・ 平成15年7月 対象者を高校生以下，対象日を開館日の全てに拡大  
(可能施設のみ，一部施設は平成16年4月より拡大)
- ・ 平成19年4月 合併に伴う対象施設の拡大（旧河内町のプール2箇所）

【対象施設】

No.	施設名	対象者			対象日		
		H8.4～	H14.4～	H15.7～	H8.4～	H14.4～	H15.7～
1	宇都宮美術館 (観覧料)	中学生 以下	⇒	高校生以下	第2・4 土曜日	毎週 土曜日	開館日 の全て
2	旧篠原家住宅 (観覧料)	中学生 以下	⇒	高校生以下	第2・4 土曜日	毎週 土曜日	開館日 の全て
3	水上公園・宇都宮駅東公園・ 陽南の各プール(使用料)	中学生 以下	⇒	高校生以下 (H16.4～)	第2・4 土曜日	毎週 土曜日	開館日 の全て
4	下田原運動場・河内総合運 動公園(ドリームプールかわち) の各プール(使用料)	/		高校生以下 (H19.4～)	/		開館日 の全て
5	スケートセンター (入場料)	中学生 以下	⇒	高校生以下 (H16.4～)	第2・4 土曜日	毎週 土曜日	開館日 の全て
6	サイクリングターミナル (貸自転車使用料)	中学生 以下	⇒	高校生以下	第2・4 土曜日	毎週 土曜日	開館日 の全て
7	八幡山公園展望塔 (展望塔使用料)	/		高校生以下	/		開館日 の全て
8	八幡山公園 (ゴーカート使用料)	中学生 以下	⇒	⇒	第2・4 土曜日	毎週 土曜日	⇒
9	健康交流センター(風呂・ プール利用料)	/	中学生 以下	⇒	/	毎週 土曜日	⇒

## (5) 情報提供事業

市民が、一人ひとりの個性を發揮し、その能力を高め生きがいのある豊かな人生を送れるように、学習施設や学習機会等の、生涯学習関連情報を一元的に収集する。

### ア 学習相談窓口拠点

#### (ア) 人材かがやきセンター（平成22年度～）

平成23年度から地域教育指導員を配置し、全市を対象とした各生涯学習センターの学習情報や講座情報等を集約し、各生涯学習センターへの情報提供を行う。

また、地域教育を推進するため、地域人材育成事業の企画・運営、地域課題や地域教育に関する調査研究などを行うとともに、地区市民センター併設を含む生涯学習センターや地域コミュニティセンターで行う生涯学習業務の相談・支援などを行う。

##### 【地域教育指導員配置の経緯】

- ・ 平成22年度 生涯学習指導員を2名配置
- ・ 平成23年度 地域教育のさらなる推進を図るため、地域教育指導員設置要領を設け、地域教育指導員として再配置
- ・ 平成24年度 地域教育指導員を1名増員し、3名配置
- ・ 平成25年度 地域教育指導員を3名配置

#### (イ) 生涯学習センター

平成14年度から中央、東、西、南、北、平成19年度から上河内、河内の生涯学習センターに各2名の生涯学習指導員を配置し、学習相談・学習活動支援、学習成果の活用支援、社会教育関係団体の活動支援、地域コミュニティセンターの事業支援などを行う。

##### 【平成24年度学習相談件数】

電話相談	93件	(前年度	183件)
Eメール相談	1件	(前年度	6件)
ファックス相談	0件	(前年度	1件)
来館相談	300件	(前年度	362件)
その他	1件	(前年度	1件)
簡易問い合わせ	947件	(前年度	1,289件)
計	1,342件	(前年度	1,842件)

##### 【生涯学習指導員配置の経緯】

- ・ 文部省の補助事業として、昭和48年度から市社会教育指導員設置規則により社会教育指導員を設置してきたが、平成14年度から、第2次生涯学習推進計画に基づき、市生涯学習指導員設置要綱を設け、生涯学習指導員を設置している。

## (ウ) 学習文化情報センター（平成3年～）

学習情報の収集及びデータの入力、窓口・電話による学習相談を行う。

- ・ 場所 市役所本庁1階 総合案内北側
- ・ 時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分
- ・ 平成24年度学習相談件数

電話相談	45件	(前年度	61件)
来館相談	24件	(前年度	38件)
簡易問い合わせ	26件	(前年度	20件)
計	95件	(前年度	119件)

## イ 生涯学習情報提供システム（マナビス）

生涯学習関連情報（民間情報を含む。）である、講座情報、イベント情報、施設情報（学習施設・教室）、団体情報（学習グループ・サークル）、講師情報（講師・指導者）などを、インターネットによる生涯学習情報提供システム「マナビス」により、市民に提供している。

### (ア) 沿革

#### a 第1次生涯学習情報提供システム

##### (a) 概要

- ・ 提供形態 オンライン端末機による情報提供システム
- ・ 情報内容 講座、団体、講師、施設、図書、施設予約情報
- ・ 情報端末 30か所 33台

##### (b) 経緯

- ・ 平成元年度 基本構想策定（生涯学習推進会議において策定）
- ・ 平成2～3年度 システム開発（開発経費 42,700千円）
- ・ 平成3年11月1日 システム稼動

#### b 第2次生涯学習情報提供システム（マナビス）

##### (a) 概要

- ・ 提供形態 タッチパネル式端末機による情報提供システム
- ・ 情報内容 講座、イベント、団体、講師、施設、文化財情報
- ・ 情報端末 25か所 25台

##### (b) 経緯

- ・ 平成8年度 システム改善構想策定（生涯学習情報提供システムワーキンググループにおいて策定）  
システム改善開発（開発経費 10,197千円）
- ・ 平成9年2月1日 システム改善稼動
- ・ 平成12年度 本市ホームページへの接続稼動

### c 第3次生涯学習情報提供システム（マナビス）

#### (a) 概要

- ・ 提供形態 インターネットによる情報提供システム
- ・ 情報内容 講座，イベント，団体，講師，施設情報

#### (b) 経緯

- ・ 平成14年度 システム改善開発（開発経費 2,310千円）  
システム改善稼動（平成14年12月4日）
- ・ 平成16年度 システム改善・修正
- ・ 平成17年度 システム改善・修正（修正経費 3,260千円，「利用団体管理システム」開発費用込み）
- ・ 平成18年度 システム改善・修正（修正経費 798千円，合併に伴う市域及び住所，施設名称等変更）
- ・ 平成19年度 システム移設作業（移設経費 723千円，Web サーバ機器更新に伴うシステムの移設作業）
- ・ 平成22年度 システム改善・修正（修正経費 246千円，新たな地域教育推進体制に伴う名称等変更）

#### (c) 修正改善内容

- ・ 第1次，第2次システムにおいては，データの管理をホストコンピュータで運用していたが，第3次システムからサーバでの運用に変更
- ・ 第2次システムにおけるタッチパネル式端末機は，平成15年度より公共情報端末（タッチして宮）として位置付けられ，情報政策課へ移管
- ・ 公共情報端末においては，市ホームページ，市統計データバンクホームページ，宇都宮観光コンベンション協会ホームページ等へリンクする各アイコンと並んで，市生涯学習情報提供システム（マナビス）へリンクするアイコンも設定
- ・ 平成16年度，他サーバで提供していた「子ども情報センター」のホームページをマナビスに移設し，子ども用催し情報検索ページ（マナビスキッズ）として追加
- ・ 講座・イベント・団体・講師で使用していた『学習分類（大分類）（中分類）』を修正し，新たな学習分類での検索システムの運用開始
- ・ 平成17年度，『施設分類（大分類）（中分類）』を修正し，新たな施設分類での検索システムの運用開始
- ・ マナビスと同一サーバ内に『利用団体管理システム』を新設し，ブロック生涯学習センター及び地域生涯学習センターにて運用開始
- ・ 平成18年度，合併した河内，上河内生涯学習センターにおいても，『利用団体管理システム』を新設して，運用を開始

- 平成22年度，新たな地域教育推進体制に伴い，人材かがやきセンターを新設。

マナビスの運用を中央生涯学習センターから人材かがやきセンターがメインに行うことに変更した。

## (イ) 情報内容

### a 講座情報・イベント情報 [楽しく学ぶ講座やイベントの紹介]

市の施設や，生涯学習関連施設等で開催される講座やイベント情報（学習内容や開催期間等）を紹介

### b 出前講座

市の職員などが，市民の設定した会場に出向いて，市の取り組みや制度，行政サービスなどを分かりやすく説明したり，生活に役立つ情報（市が実施しているさまざまな出前講座）を紹介

### c 施設情報 [学ぶための施設の紹介]

市の生涯学習センターや図書館，体育館等，市内の生涯学習関連施設の情報（施設の概要や所在地，開館時間等）を紹介

### d 団体情報 [仲間づくり，グループやサークルの紹介]

市内の生涯学習センター等で活動しているグループやサークルの情報（活動目的や内容，会員数等）を紹介

### e 講師情報 [学ぶことを支援する講師・指導者紹介]

学習活動の指導や支援ができる人についての情報（指導分野や資格，指導可能な時間・人数等）を紹介

### f マナビスキッズ [幼児・小学生・中学生や親子等を対象とした講座・イベントの紹介]

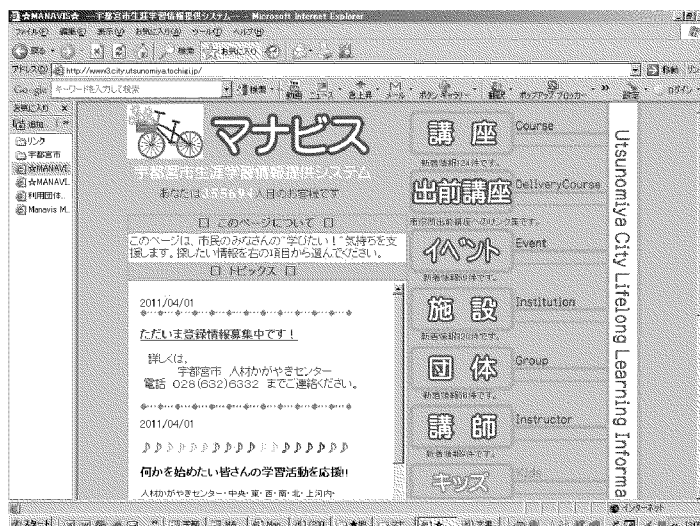
学習活動・aのうち，子どもや親子等を対象とした情報を紹介

## (ウ) 利用状況

### a 情報登録件数

(平成25年3月末現在)

- 講座 1, 145件
- 出前講座 11件
- イベント 776件
- 施設 541件
- 団体 2, 430件
- 講師 306件
- 計 5, 209件





b 利用実績 (単位：件)

年 度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
アクセス件数	736, 639	553, 302	798, 756	1, 778, 359	2, 941, 334

(エ) 利用の促進

a 市民へのPR

- ・ PRパンフレットの作成，配布
- ・ 広報うつのみやでの広報（特集記事や情報収集に関する記事を随時掲載）

b 情報の収集・更新の強化

- ・ 施設，団体，講師情報の収集体制を強化し，定期的（年1回ただし施設については2年に1回）に登録内容の確認を行い，掲載データを更新
- ・ 「街の先生」事業との連携による登録受付を実施
- ・ 市内で実施される講座，教室，イベント等の学習活動を的確に把握し，最新情報を収集

c 地域教育メッセでのPR

- ・ マナビス講師紹介ブースや生涯学習相談ブースを設けてPRを実施

ウ 生涯学習センター利用団体管理システム

(ア) 概要

- ・ 提供形態 庁内LANによる情報提供システム
- ・ 情報内容 各生涯学習センター利用団体情報

(イ) 経緯

- ・ 平成17年度 システム構想開発（開発経費は「マナビス」に含む）
- ・ 平成18年4月1日 システム稼動
- ・ 平成18年度 市町合併に伴うシステム改善開発
- ・ 平成19年度 システム改善稼動

(ウ) システム内容

従前，各生涯学習センターにおいて利用団体の管理は，紙ベースで行っていたため，他のセンター利用団体の情報を照会する際は，紙ベース及び，FAX等により情報の共有化を図っていたが，生涯学習情報提供システム（マナビス）で使用しているサーバを利用し，利用団体専用のシステムを新たに構築することにより，業務の効率性と即時性を高めることを目的としてシステム開発したものである。

併せて，従前各センター利用団体情報とマナビス団体情報は，互換性がなく，情報管理は個別に行っていたため，各団体は毎年度手書きにより団体登録を行っていたが，サーバを共有化し，センター利用団体登録票とマナビス団体情報登録



## (6) 宇都宮市民大学

市民の生涯学習における高度で専門的な学習要求に応え、学習機会を提供することにより、社会の変化に対応した豊かな市民生活に資するとともに、学習の成果を地域に還元し、地域社会の一員として自覚し、自立した市民を育てていく。

### ア 平成25年度前期講座

#### (ア) 合同開講式

専門講座受講者を対象に、合同開講式を開催する。

- ・ 日 時 平成25年4月21日(日)午後2時00分～
- ・ 会 場 宇都宮短期大学

長坂キャンパス 須賀友正記念ホール

#### (イ) 20周年記念講演会

専門講座受講者及び一般市民を対象に、20周年記念講演会を開催する。

- ・ 日 時 平成25年4月21日(日)午後3時～午後4時30分
- ・ 会 場 宇都宮短期大学

長坂キャンパス 須賀友正記念ホール

- ・ 内 容 記念講演会 演題「ピアノ音楽の楽しみ」
- ・ 講 師 作曲家・ピアニスト 倉本 裕基 氏

#### (ウ) 専門講座

下表のとおり、生涯学習コーディネーターの企画・運営による5講座、大学連携による1講座(No.2)を実施する。

No.	講座名(開講数)	講 師	定員
1	宇都宮市での地震災害の歴史と防災(7回) ～地震対策について考えてみませんか～ (ふるさと地域学コース)	宇都宮大学教育学部 教授 中村 洋一 氏ほか	50人
2	「宇都宮短期大学連携講座」 ミドル世代の心豊かな生活のために(6回) ～子育てと介護のはざまの中で～ (今を読み解く現代社会コース)	宇都宮短期大学人間福祉学科 助教 勝浦 美智恵 氏ほか	30人
3	俳句入門講座(6回) ～はじめての五七五～ (暮らしを彩る教養・文化コース)	俳人協会理事 馬酔木同人 根岸 善雄 氏	50人
4	郷土に <sup>ゆかり</sup> 縁のある作家たち(7回) ～ふるさとを語る～ (暮らしを彩る教養・文化コース)	児童文学作家 高橋 秀雄 氏ほか	50人
5	生活の中にある『なぜ』(8回) ～みまわすと身のまわり 意外と科学的～ (暮らしを彩る教養・文化コース)	宇都宮大学 名誉教授 田原 博人 氏ほか	50人
6	<sup>ふるさと</sup> 古里宇都宮の伝統文化探訪(6回) ～祭りにかける人々の情熱をさぐる～ (コミュニケーション学コース)	宇都宮伝統文化連絡協議会 会長 柏村 祐司 氏ほか	50人

## イ 平成25年度後期講座

### (ア) 合同開講式

専門講座受講者を対象に、合同開講式を開催する。

- ・ 日時 平成25年10月
- ・ 会場 宇都宮大学

### (イ) 公開講座

専門講座受講者及び一般市民を対象に、公開講座を開催する。

- ・ 日時 平成25年10月
- ・ 会場 宇都宮大学
- ・ 内容 講演会 演題未定
- ・ 講師 未定

### (ウ) 専門講座

下表のとおり、生涯学習コーディネーターの企画による4講座（No.1～No.4）、宇都宮大学との連携による1講座（No.5）、事務局企画による1講座（No.6）を実施する。

No.	講座名
1	仏像から宇都宮の歴史・文化を探る  (ふるさと地域学コース)
2	シニアの健康 ～笑いは人生 元気のみなもと～  (今を読み解く現代社会コース)
3	アートを楽しみ、アートでまちを生き活きと！ ～現代アートの見方とその活用～  (暮らしを彩る教養・文化コース)
4	郷土が誇れる各界の文化・工芸 ～温もりを感じる、そこに物づくりの繊細さが同居して～  (暮らしを彩る教養・文化コース)
5	宇都宮大学連携講座 タイトル未定  (コース未定)
6	事務局企画講座 タイトル未定  (コミュニケーション学コース)

## ウ 宇都宮市民大学運営協議会

市民大学の事業を円滑かつ効果的に運営するため、宇都宮市民大学運営協議会を設置している。(平成4年5月1日設置)

- ・ 構成 学識経験者、生涯学習関係者及び生涯学習コーディネーター  
10名以内
- ・ 所掌事務 講座の企画の承認、市民大学の運営、予算及び決算の承認等
- ・ 開催予定 年3回開催予定(4月、8月、12月)

## エ 宇都宮市民大学講座企画運営選考委員会

市民大学における専門講座のうち、生涯学習コーディネーターが企画運営を行う専門講座の選考を行うため、宇都宮市民大学講座企画運営選考委員会を設置している。(平成22年9月1日設置)

- ・ 構成 学識経験者、生涯学習関係者及び市職員10名以内
- ・ 所掌事務 市民大学専門講座企画運営(案)の審査
- ・ 開催予定 年1回開催予定(11月)

## オ 平成24年度実績

### (ア) 前期講座

#### a 公開講座

- (1) 開催日時 平成24年5月23日(水)午後2時30分から午後4時まで
- (2) 会場 宇都宮共和大学 長坂キャンパス
- (3) 演題 「共生の街づくりと教育  
～フラガールと東京ディズニー・リゾートの事例から～」
- (4) 講師 須賀 英之 氏 (宇都宮共和大学・宇都宮短期大学 学長)
- (5) 受講者数 146名

#### b 専門講座

- ・ 生涯学習コーディネーターの企画による5講座、大学連携による1講座を実施

### (イ) 後期講座

#### a 公開講座

- (1) 開催日時 平成24年10月24日(水)午後2時30分から午後4時まで
- (2) 会場 帝京大学 宇都宮キャンパス
- (3) 演題 「世界と日本の観光政策と地域経済」
- (4) 講師 溝尾 良隆 氏 (帝京大学経済学部 地域経済学科長 教授)
- (5) 受講者数 179名

#### b 専門講座

- ・ 生涯学習コーディネーターの企画による4講座、大学連携による1講座、事務局企画による1講座を実施

## (7) IT講習会（平成24年度事業終了）

### ア 事業内容

#### (ア) ITパソコン講座

##### a IT基礎講座

- ・ ゆっくりコース（パソコンの基本操作・入力をゆっくりペースで）
- ・ スタンダードコース（パソコンの基本操作，メール・インターネット体験）

##### b 文書作成初級講座（ワードの基本操作，文書の作成）

- ・ ワード2007コース
- ・ ワード2010コース

##### c 表計算活用初級講座（エクセルの基本操作，集計表の作成，グラフの作成）

- ・ エクセル2007コース
- ・ エクセル2010コース

#### (イ) 対象者

市内に住んでいるか，通勤・通学している18歳以上の人

#### (ウ) 期間

平成24年5月～平成25年2月

#### (エ) 会場

【前期】人材かがやきセンター，西・南・北生涯学習センター

【後期】視聴覚ライブラリー

#### (オ) 実施講座数

a IT基礎講座 前期：9講座，後期：2講座（合計：11講座）

b 文書作成初級講座 前期：5講座，後期：2講座（合計：7講座）

c 表計算活用初級講座 前期：5講座，後期：2講座（合計：7講座）

合計：25講座

#### (カ) 講習時間

・ 午前 9：30～12：00

・ 午後 13：30～16：00

原則として，上記いずれかのコースで4日間，合計10時間を1講座とする。

#### (キ) 各講座の定員

・ 15名（人材かがやきセンター，西・南・北生涯学習センター）

×19講座＝285名

・ 20名（視聴覚ライブラリー）×6講座＝120名

合計 405名

#### (ク) 受講料

無料

（ただし，テキスト代・ゆっくりコース，スタンダードコースは1,300円。文書作成初級講座・表計算活用初級講座1,500円は実費）

## (ケ) 受講者の募集

- ・募集案内 広報うつのみや4月・9月号に掲載，ホームページでも募集。
- ・募集区分 「IT基礎講座」，「文書作成初級講座」，「表計算活用初級講座」
- ・申込方法 ハガキまたは人材かがやきセンター窓口にて
- ・受講者決定 定員を超えた場合は，事務局において厳正に抽選し，決定した受講者に対して受講決定通知を，抽選にもれた人には落選通知を送付する。

## イ 実績

### (ア) 平成24年度実績

- ・講習内容 IT基礎講座・文書作成初級講座（ワード・はがき作成）・表計算活用初級講座（エクセル）
- ・実施時期 平成24年5月～平成25年2月
- ・実施回数 25講座
- ・募集定員 405人
- ・応募人数 291人
- ・修了人数 267人
- ・実施会場 人材かがやきセンター，西・南・北生涯学習センター，視聴覚ライブラリー

### (イ) 過去の実績

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
講座数	105	106	100	65	40	25
修了者数	1,435	1,349	1,435	865	358	267

- ・平成24年度までの累計  
実施講座数 2,099 講座  
修了者数 31,423 人

## (8) 生涯学習コーディネーター養成講座

生涯学習センター等において，地域の実態や生活から課題に気づき，必要とされる生涯学習講座の企画立案から広報，実施までの講座運営を担い，生涯学習を支援する人材を養成する。

### ア 概要

- ・対象者 生涯学習事業の企画・運営に興味があり，養成講座修了後に中央・東・西・南・北・上河内・河内生涯学習センターのいずれかで1年以上活動できる人
- ・日時 第1部 平成25年6月～8月

第2部 平成25年9月～平成26年2月

- ・ 会場 第1部 人材かがやきセンター  
第2部 中央・東・西・南・北・上河内・河内生涯学習センター
- ・ 定員 40名

## イ 内容

- ・ 第1部（3時間×8回）  
講座の企画、運営方法等に関する講義やグループワークを通して、第2部に向けた学びを深めるとともにグループづくりを進める。  
(講師：宇都宮大学地域連携教育研究センター 准教授 佐々木 英和 氏ほか)

回	期日	学習テーマ
1	6/28	出会いを楽しむ！ ～講座づくりは仲間づくりから～
2	7/3	宇都宮発・地域教育を知る！ ～コーディネーターの心得～
3	7/10	講座の流れを学ぶ！ ～企画から運営までのプロセス～
4	7/18	講座を体感！ ～人材かがやきセンター主催講座を通して～
5	7/24	講座を企画！① ～地域の現状と課題～
6	7/31	講座を企画！② ～学習プログラムの作成～
7	8/7	第2部に向けて！ ～コーディネーターズとして～
8	9/26	講座を周知！ ～チラシで勝負！受講生確保術～

- ・ 第2部  
中央・東・西・南・北・上河内・河内生涯学習センターのいずれかの主催講座の中で、グループ単位での実習。(指導：各生涯学習センター職員ほか)

時期	実習内容
9月～ 平成26年1月	講座の企画・運営、実施等
平成26年2月	成果発表会・閉講式（修了証書交付）

## ウ 実施状況等

### (ア) 平成24年度実施状況

講座の企画・運営に興味があり、受講修了後に東・西・南・北・上河内・河内生涯学習センターのいずれかで、1年以上ボランティア活動ができる人を対象として、2部構成で養成講座を実施した。

第1部では、人材かがやきセンター研修室で講義やグループ演習を行い、第2部では、中央・東・西・南・北生涯学習センター主催講座の中で、グループごとに企画・運営の実習をし、最後に成果発表会で実習の報告を行った。

#### a 応募状況

- ・ 応募者数 18名 (募集定員 40名)
- ・ 修了者数 16名 (修了率 89%)



**b 第1部の概要**

- ・ 開催期間 平成24年6月27日～8月8日（全7回）
- ・ 開催場所 人材かがやきセンター研修室ほか
- ・ 講義内容 講座の企画立案・運営方法等についての講義，グループワーク

**c 第2部の概要**

- ・ 開催期間 平成24年9月～平成25年2月
- ・ 開催会場 中央・東・西・南・北生涯学習センター
- ・ 実施内容 プログラムの企画，講師の依頼，講座の実施，成果発表会

場所	実習講座	企画テーマ	グループ名
中央	若者ナイトセミナー	全4回 ネガティブ感情の対人社会心理学	よつ葉のクローバー
東	東雲塾	第8回 認知症についての理解を深める	一期会 (いちごかい)
西	西楽アカデミー	第9回 足利尊氏展の秘密を学ぼう	マカロン
南	高齢者現代セミナー	第7回 ほっとひといき紅茶でブレイク	SKK2012
北	北洲塾	第9回 ～やってみよう！知ってみよう！宇都宮 検定～宮もの知り達人検定の紹介～	トライアングル

**(イ) 生涯学習コーディネーターの養成実績等**

	生涯学習コーディネーター養成講座			当該年度登録者数 (各年度当初に確認調査を実施)
	応募者数	修了者数		
		単年度(修了率)	累計	
22年度	17	12 (71%)	79	71
23年度	13	9 (69%)	88	57
24年度	18	16 (89%)	104	76

※ 平成22年度に、「生涯学習コーディネーター」と「生涯学習ボランティア」を統合し、「生涯学習コーディネーター」として一本化

**(9) 高等教育機関との連携**

**ア 宇都宮大学教育学部との連携**

「市民一人ひとりが輝く，活力あふれる新しい宇都宮の創造」を実現するためには，知的・人的資源を有する「高等教育機関等」と連携し，相互に協力し合いながら，まちづくりに取り組んでいくことが重要になっている。このため，宇都宮大学

と協定を締結し、まちづくりに関する各分野で、組織的・体系的な連携強化を図りながら「相互友好協力事業」に取り組む。

#### (ア) 組織

##### a 宇都宮市教育委員会・宇都宮大学教育学部連携協議会

教育に関する理論及び実践上の諸問題について研究調査、実践活動等を行い、教育の振興を図る。

##### b 宇都宮市教育委員会・宇都宮大学教育学部連携協議会運営委員会

連携協議会運営の充実を図るため、各分科会の進行管理や総合調整などを行う。

##### c 宇都宮市教育委員会・宇都宮大学教育学部連携協議会分科会

協議会に関する事務事業の現状及び課題の分析等を専門的に協議し、又は調整するために7分科会により構成される。

#### (イ) 事業内容

##### a 連携協議会

宇都宮市教育委員会と宇都宮大学教育学部それぞれの事業の相互連携を図るため、年間の事業計画、予算などについて協議する場として年1回開催する。

##### b 分科会

生涯学習分科会では、地域教育を啓発・推進する連携事業として、次の事業を実施した。（連携形態：講座等への講師派遣）

- ・ 宇都宮市民大学前期専門講座「頭の体操でコミュニケーション」（講師：廣瀬 隆人教授 会場：人材かがやきセンター）
- ・ 宇都宮市民大学前期専門講座「生活交通の再生を目指して」（講師：森本 章倫教授 会場：人材かがやきセンター）
- ・ 河内地区社会教育主事ステップアップ研修（講師：佐々木 英和准教授 会場：河内庁舎）
- ・ 人材かがやきセンター後期主催講座「よっ、イキだね！さりげなくカッコいい大人のマナー学」（講師：渡邊 弘教授 会場：人材かがやきセンター）
- ・ 宇都宮市民大学後期専門講座「コミュニケーション『磨き』講座」（講師：佐々木 英和准教授、澤田 匡人准教授 会場：人材かがやきセンター）
- ・ 人材かがやきセンター後期主催講座「中1ギャップは怖くない」（講師：石川 隆行准教授 会場：人材かがやきセンター）

#### イ 高等教育機関情報の周知

##### (ア) 広報紙による情報提供

広報紙により、社会人向けの学習制度の情報提供、市内の各大学の地域開放事業（公開講座、オープンキャンパス、科目等履修生制度）等の紹介を行う。

## (イ) マナビスによる情報提供

生涯学習情報提供システム（マナビス）に、各大学の概要や施設・講師の情報等を登録し、広く市民に提供している。

## (ウ) 市ホームページによる情報提供

「宇都宮市にある大学」として、市内の大学、短期大学を紹介するとともに、各学校のホームページにリンクを張っている。

「社会人のための大学案内」として、大学がどのように社会人を受け入れ、バックアップをしているかといった制度などについて紹介している。

## (10) 人権教育指針

### ア 社会教育における人権教育の重点

すべての市民が、人権について正しく理解・認識し、主体的に解決しようとする意識を高めるため、生涯学習の振興のための各種施策や啓発資料等の配布を通じて、学習機会の充実を図る。

平成22年度に、文部科学省所管の人権教育研究推進事業（「人権教育総合推進地域事業」）の推進地域の指定を受け、上河内地区をモデル地区として、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を進めてきたところである。当該事業は平成24年度をもって終了したが、これまでの成果等を踏まえ、平成25年度は、人権に関する取組を各生涯学習センター事業の中に積極的に取り入れるなど、人権教育の継続的な実施を図る。

また、社会教育関係団体等が人権問題について理解を深め、高い意識をもって活動できるよう人権教育指導者研修などへの参加を促進する。

### イ 社会教育における人権教育の努力点

生涯学習センター等が開催している諸学級・講座等の中に人権問題に関する学習を取り入れ、受講者が身近な人権問題を正しく理解し、関心を高めるよう促す。

人権教育を効果的に推進するために、子ども会、婦人会をはじめとする社会教育関係団体等に対し、地域の先導役として人権問題の解決に資することができるよう、指導・助言する。

人権教育の推進にあたっては、「うつのみや地域教育プラン」に基づき、学校教育・社会教育・家庭教育の主体性を尊重しながら、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。

## (11) 成人式

20歳を迎えた新成人の門出を、全市をあげて祝い、励ますとともに、新成人が地域のひととともに成人式を作り上げることにより、地域社会の一員としての自覚や、地

域に育てられたことに感謝の気持ちを持てるようにするなど人生において意義深い日となるよう実施する。また、地域教育の中核をなす大人としての自覚を持ち、成人教育の第一歩として、新成人が地域の人から学べる場、地域へ繋がる場として教育的意義のある事業として開催する。（昭和24年1月～）

#### ア 主催・実施機関

- ・ 主催 宇都宮市・宇都宮市教育委員会
- ・ 実施機関 宇都宮市成人式各中学校区会場実施委員会

#### イ 対象者

当該年度内に20歳となる本市住民基本台帳に登録されている者

※ ただし、本市出身者で市外に転出した等特別な事情が認められる者も対象とする。

#### ウ 実施内容

##### （ア）成人式典

国歌斉唱、宇都宮の歌斉唱、激励のことば（主催者ビデオメッセージ）、お祝いのことば（来賓祝辞）、来賓紹介、誓いのことば（新成人代表）

##### （イ）地域交流事業

懇談会、地域の特性を活かした事業 等

#### エ 実施会場の変遷

・昭和24年1月15日 ・昭和50年1月～ ・平成 元年1月	事業開始 市文化会館で実施（1会場集中開催）
平成2年から、成人該当者の増加や交通事情等により、1会場集中開催から、分散開催に変更して実施	
・平成 2年1月～ ・平成 5年1月	6体育館で実施（6会場分散開催）
平成6年から、新成人の利便性、親近感、地域性、施設収容能力、運営組織の協力等を考慮し、市内21中学校毎の会場に実施委員会を設けて実施	

<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 6 年 1 月～</li> <li>平成 11 年 1 月</li> </ul>	<p>21 会場を体育館で実施</p>
<p>平成 12 年は、新成人のマナー向上と運営の円滑化を図るため、試験的に中心市街地の 3 会場はホテルを使用して実施（以降、ホテル・結婚式場での実施を拡大）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 12 年 1 月</li> <li>平成 13 年 1 月</li> <li>平成 14 年 1 月</li> <li>平成 15 年 1 月</li> <li>平成 16 年 1 月～</li> <li>平成 20 年 1 月</li> </ul>	<p>21 会場中 3 会場をホテルで実施</p> <p>21 会場中 8 会場をホテル・結婚式場で実施</p> <p>21 会場中 15 会場をホテル・結婚式場で実施</p> <p>21 会場中 20 会場をホテル・結婚式場で実施</p> <p>21 全会場をホテル・結婚式場で実施</p> <p>上河内町、河内町との合併により 21 会場から 23 会場とし、ホテル・結婚式場（21 会場）と併せ体育館、コミュニティセンターで実施</p> <p>また、式典の「激励のことば」を市長のビデオメッセージとして実施</p>
<p>平成 21 年は、合併町の 4 中学校についても市施設からホテル・結婚式場での開催とした。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21 年 1 月</li> </ul>	<p>25 全中学校区会場をホテル・結婚式場で実施</p> <p>式典の「激励のことば」を市長のビデオメッセージとして継続実施</p>

## オ 平成 25 年成人式（平成 24 年度）実施状況

### （ア）日時

- 平成 25 年 1 月 13 日（日）
- 午前開催会場（午前 10 時～正午）
  - 14 会場／旭・陽南・星が丘・陽東・宮の原・瑞穂野・豊郷・晃陽・姿川・雀宮・鬼怒・上河内・古里・河内中学校区
- 午後開催会場（午後 2 時～午後 4 時）
  - 11 会場／一条・陽北・陽西・泉が丘・清原・横川・国本・城山・宝木・若松原・田原中学校区

**(イ) 場所**

市内25会場（ホテル，結婚式場で開催）

**(ウ) 対象者**

平成4年4月2日～平成5年4月1日の間に生まれた本市住民基本台帳に登載されている者

**(エ) 新成人出席状況**

- ・ 該当者数

男性	女性	合計
2,682人	2,501人	5,183人

- ・ 出席者数

男性	女性	合計
1,999人	1,934人	3,933人

- ・ 出席率

75.9%

**(オ) 来賓招待者数**

- ・ 市長招待来賓 86人

【内訳】	
・ 国会議員	4人
・ 県議会議員	11人
・ 市議会議員	47人
・ 社会教育委員	9人
・ 生涯学習センター運営審議会委員	15人

- ・ 実施委員会委員長招待来賓 586人

まちづくり推進協議会長，連合自治会長，婦人会長等地域各種団体長，中学校長，中学校卒業時恩師 等

**(カ) 実施委員会委員人数**

590人

新成人の企画運営への参加（受付，式典での司会進行，懇談会の司会進行など）

全会場で延べ185人

#### (キ) 新成人応援制度（協賛事業）実施状況

- ・ 協賛団体・企業等 342件
- ・ 協賛金額 1,511,510円

#### (12) うつのみや地域教育メッセ

平成20年3月に策定した「うつのみや地域教育プラン」を踏まえ、宇都宮市内を拠点に地域で学んだことを生かし、現在活動を行っている、または、これから行う意欲のある市民活動団体・自主活動グループと市民が交流を通して活動紹介・情報交換し、今後の活動の活性化や機会づくりの場とする。

##### ア 主催

宇都宮市教育委員会（生涯学習課）

##### イ 対象者

出展者：市民団体、各種ボランティア団体、マナビス登録講師 等

来場者：一般市民（宇都宮市内の学校関係者・児童生徒や保護者も含む）

##### ウ 事業内容

- ・ パネル展示とPR活動（団体による展示、資料配布、説明、情報交換）
- ・ 体験コーナー（工作指導や読み聞かせ等の、出展者による実演）
- ・ 生涯学習情報提供システム（マナビス）紹介、学習相談コーナー
- ・ ガイダンス

##### エ 事業実績

###### (ア) 第1回（平成20年度）

- ・ 日 時：平成20年9月28日（日） 午前10時～午後4時
- ・ 会 場：栃木県立総合文化センター メインホールロビー
- ・ 参加者：出展団体37団体 マナビス登録講師・指導者60人
- ・ 来場者：約500人

※ 「うつのみや人間力向上フォーラム 2008（文化センターメインホール）」と同時開催）

**(イ) 第2回 (平成21年度)**

- ・ 日 時：平成22年2月28日(日) 午前10時～午後4時
- ・ 会 場：宇都宮市文化会館 展示室
- ・ 参加者：出展団体35団体 マナビス登録講師・指導者39人
- ・ 来場者：約600人

※ (「平成21年度宇都宮市生涯学習センター文化祭 (文化会館小ホール)」と同時開催)

**(ウ) 第3回 (平成22年度)**

- ・ 日 時：平成22年11月10日(土) 午前10時～午後4時
- ・ 会 場：宇都宮市文化会館 展示室
- ・ 参加者：出展団体56団体, マナビス登録講師・指導者38人
- ・ 来場者：約700人

※ (「うつのみや人間力向上フォーラム 2010 (文化会館大ホール)」と同時開催)

**(エ) 第4回 (平成23年度)**

- ・ 日 時：平成24年2月19日(日) 午前9時～午後2時30分
- ・ 会 場：宇都宮市立南図書館ギャラリー他
- ・ 参加者：出展団体46団体, マナビス登録講師・指導者27人
- ・ 来場者：約8,000人

※ (「うつのみや人づくりフォーラム 2011 (南図書館多目的ホールほか)」と同時開催)

**(オ) 第5回 (平成24年度)**

- ・ 日 時：平成25年2月23日(日) 午前9時30分～午後2時30分
- ・ 会 場：宇都宮市立南図書館ギャラリー他
- ・ 参加者：出展団体43団体, マナビス登録講師・指導者27人
- ・ 来場者：約9,000人

※ (「うつのみや人づくりフォーラム (南図書館多目的ホールほか)」と同時開催)



### (13) あすなろ青年教室

市内の中学校特別支援学級を卒業し、市内に在住する15歳から30歳までの青年を対象に、実生活に必要な職業、家事、余暇の活用等に関する知識、技術を習得する場を提供している。

#### ア 組織体制

実施委員会方式（委員：特別支援学級等の担任、保護者等）を設置し、委員会の事務局を一条中学校に置いて活動している。

#### イ 経緯

- ・ 昭和42年 市の職務権限として宇都宮市特殊学級合同同窓会として「一条中学校青年学級」を実施
- ・ 昭和43年 公民館事業として一条中学校に業務委託され「一条中学校青年学級」がスタートする。（実施機関を一条中に置き、校長がその長となる。当時の市内特別支援学級担任や養護学校の担任が指導者となり運営を行う。）
- ・ 昭和51年 「あすなろ青年教室」に事業名称を変更
- ・ 平成15年 一条中学校への業務委託終了
- ・ 平成16年 中央生涯学習センターの事務の効率化を図り、教師の自主性を確保するため、実施機関を一条中学校から「あすなろ青年教室実施委員会」に変更し、事務局を一条中学校に置く。  
また、交付金事業となった。（あすなろ青年教室が一条中学校の校務分掌から外れた。このため、担当教諭の任意の活動となっている。）
- ・ 平成17年 実施委員会及び活動支援に保護者が参加し、現在に至る。

#### ウ 事業内容

- ・ 実施時期 6月～翌年2月
- ・ 実施コース パソコン、スポーツ、調理コース
- ・ その他 研修旅行（年一回）  
体験コース（音楽コース、年一回）

#### エ 受講者数

- ・ 平成22年度 51名
- ・ 平成23年度 54名
- ・ 平成24年度 58名



生涯学習センター

## 1 生涯学習センターの役割

市の「第5次総合計画」及び「地域教育推進計画」の方針に基づき、生涯学習を通じた人づくりを推進し社会に貢献する人材を育成するため、市民ニーズや社会的課題を的確に把握し、各種講座を企画運営し多様な学習の機会と場を提供する。さらに、学んだ人たちが習得した成果を家庭や地域において活用できるように支援することによって、人づくりや地域づくりを推進する役割を担っている。

### (1) 生涯学習センター

#### ア 中央・東・西・南・北（市民活動センター併設）

平石・清原・横川・瑞穂野・城山・国本・富屋・豊郷・篠井・姿川・雀宮（地区市民センター併設）

地域の市民を対象に、運営方針に基づいた事業や、地域の実情に応じた事業、現代的課題の解決に資する事業などを実施するとともに、生涯学習に関する相談や情報の提供など、生涯学習課活動の支援などを行う。

また、市民活動センター併設館では、地域コミュニティセンターにおける活動の支援を行う。

#### イ 上河内・河内生涯学習センター

合併地区について、その地域の市民を対象に、運営方針に基づいた事業や、地域の実情に応じた事業、現代的課題の解決に資する事業などを実施する。

### (2) 生涯学習センター運営審議会

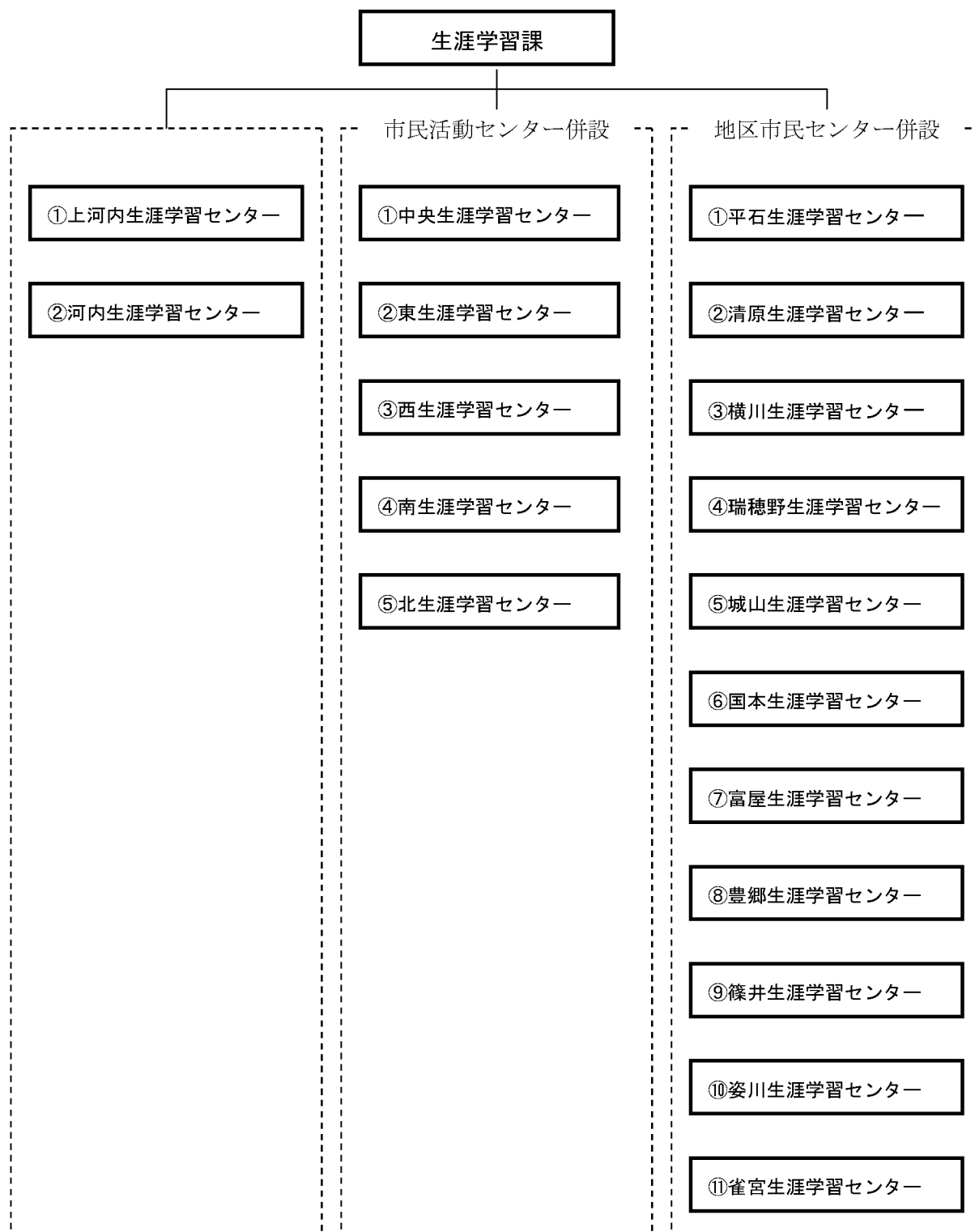
生涯学習センター条例の施行に伴い、宇都宮市公民館運営審議会（平成13年6月1日設置）が宇都宮市生涯学習センター運営審議会として中央生涯学習センターに置かれ、全生涯学習センターにおける社会教育事業や先駆的事业、現代的課題に関する事業について調査審議することとなった。

審議会の委員の定数は20名で、社会教育及び学校教育の関係者並びに学識経験を有する者等に委嘱し、年3回程度の会議を予定している。

## 2 生涯学習センターの体制

### (1) 組織体制

生涯学習センターの組織体制は、下記のとおりであり、平成22年度から中央生涯学習センターが担っていた中央館としての機能を生涯学習課の本課機能として集約・強化を図り、生涯学習課が全ての生涯学習センターを統括・支援することとしている。生涯学習センターは、教育委員会所管の生涯学習センター2か所と、市民まちづくり部所管の市民活動センター併設の生涯学習センター5か所、地区市民センター併設の生涯学習センター11か所の合計18か所により構成されている。



(2) 開館時間

貸 館	使 用 時 間 区 分		休 館 日
	午前の部	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	12月29日～1月3日
午後の部	1 2 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0		
夜間の部	1 7 : 3 0 ~ 2 1 : 3 0		
図 書 室	月～金	土・日	休館日
	8 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0 *カードの新規登録は, 平日8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0のみ	9 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0	12月29日～1月3日

### 3 生涯学習センターの分担事務

#### (1) 生涯学習センターの事務分掌

※ 宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則

第18条 生涯学習センターは、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- (1) 宇都宮市生涯学習センター条例(平成13年条例第47号)第4条に規定する生涯学習センターの事業に関すること。
- (2) 生涯学習センターの文書、予算、その他庶務に関すること。
- (3) 生涯学習センターの業務の進行管理に関すること。
- (4) 生涯学習の相談及び支援に関すること。

※ 宇都宮市生涯学習センター条例

第4条 センターの事業は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の振興に資する事業の企画及び立案
- (2) 法第22条各号に掲げる事業
- (3) 生涯学習の振興に資する図書、資料、情報等の収集及び提供
- (4) その他市民への生涯学習の機会の提供について必要な事業

※ 社会教育法

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

## 4 生涯学習センター施設概要

### (1) 宇都宮市中央生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市中央1丁目1番13号
- ・ 構造 RC造6階建
- ・ 敷地面積 2,613.54m<sup>2</sup>
- ・ 延床面積 3,521.57m<sup>2</sup>
- ・ 建築年月日 昭和55年8月20日
- ・ 駐車台数(うち身障者用) 24台(6台)

### (2) 宇都宮市東生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市中今泉3丁目5番1号
- ・ 構造 RC造3階建
- ・ 敷地面積 9,025.79m<sup>2</sup>
- ・ 延床面積 2,822.46m<sup>2</sup>
- ・ 建築年月日 平成4年6月1日
- ・ 駐車台数(うち身障者用) 215台(7台)

### (3) 宇都宮市西生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市西一の沢町17番32号
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 2,821.81m<sup>2</sup>
- ・ 延床面積 758.52m<sup>2</sup>
- ・ 建築年月日 昭和58年12月10日
- ・ 駐車台数(うち身障者用) 32台(1台)

### (4) 宇都宮市南生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市江曾島2丁目4番23号
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 4,266.74m<sup>2</sup>
- ・ 延床面積 1,013.17m<sup>2</sup>
- ・ 建築年月日 平成9年9月10日
- ・ 駐車台数(うち身障者用) 69台(2台)

### (5) 宇都宮市北生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市若草3丁目12番25号
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 1,616.57m<sup>2</sup>
- ・ 延床面積 756.00m<sup>2</sup>
- ・ 建築年月日 昭和56年12月10日
- ・ 駐車台数(うち身障者用) 41台(1台)



#### (6) 宇都宮市平石生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市下平出町158番地1
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 6,984.00m<sup>2</sup>
- ・ 延床面積 1,486.42m<sup>2</sup>
- ・ 建築年月日 平成14年6月24日
- ・ 駐車台数(うち身障者用) 132台(3台)

#### (7) 宇都宮市清原生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市清原工業団地15番地4
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 5,076.82m<sup>2</sup>
- ・ 延床面積 1,488.44m<sup>2</sup>
- ・ 建築年月日 平成3年4月1日
- ・ 駐車台数(うち身障者用) 46台(2台)

#### (8) 宇都宮市横川生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市屋板町576番地1
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 7,980.61m<sup>2</sup>
- ・ 延床面積 1,498.69m<sup>2</sup>
- ・ 建築年月日 平成18年3月20日
- ・ 駐車台数(うち身障者用) 112台(3台)

#### (9) 宇都宮市瑞穂野生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市下桑島町1030番地1
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 6,398.36m<sup>2</sup>
- ・ 延床面積 1,455.29m<sup>2</sup>
- ・ 建築年月日 平成4年4月13日
- ・ 駐車台数(うち身障者用) 90台(3台)

#### (10) 宇都宮市城山生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市大谷町1059番地5
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 6,158.30m<sup>2</sup>
- ・ 延床面積 1,649.72m<sup>2</sup>
- ・ 建築年月日 平成6年4月1日
- ・ 駐車台数(うち身障者用) 60台(2台)

### (11) 宇都宮市国本生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市宝木本町1868番地1
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 6,585.03㎡
- ・ 延床面積 1,494.90㎡
- ・ 建築年月日 平成12年10月1日
- ・ 駐車台数（うち身障者用） 102台（3台）

### (12) 宇都宮市富屋生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市徳次郎町80番地2
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 7,515.86㎡
- ・ 延床面積 1,498.05㎡
- ・ 建築年月日 平成9年4月1日
- ・ 駐車台数（うち身障者用） 94台（2台）

### (13) 宇都宮市豊郷生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市岩曾町825番地1
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 6,011.69㎡
- ・ 延床面積 1,496.77㎡
- ・ 建築年月日 平成8年4月1日
- ・ 駐車台数（うち身障者用） 101台（2台）

### (14) 宇都宮市篠井生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市下小池町466番地1
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 5,524.86㎡
- ・ 延床面積 1,367.09㎡
- ・ 建築年月日 平成3年4月1日
- ・ 駐車台数（うち身障者用） 65台（2台）

### (15) 宇都宮市姿川生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市西川田町805番地1
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 8,495.42㎡
- ・ 延床面積 1,497.56㎡
- ・ 建築年月日 平成15年12月22日
- ・ 駐車台数（うち身障者用） 130台（3台）

### (16) 宇都宮市雀宮生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市新富町9番4号
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 4,003.14 $\text{m}^2$
- ・ 延床面積 1,552.24 $\text{m}^2$
- ・ 建築年月日 平成元年10月16日
- ・ 駐車台数 (うち身障者用) 109台 (2台)

### (16) - 2 宇都宮市雀宮生涯学習センター南館

- ・ 所在地 宇都宮市南町6番3号
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 1,520,71 $\text{m}^2$
- ・ 延床面積 346.13 $\text{m}^2$
- ・ 建築年月日 昭和59年 月 日
- ・ 駐車台数 (うち身障者用) 10台 (1台)

### (17) 宇都宮市上河内生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市中里町182番地1
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 10,338 $\text{m}^2$
- ・ 建物面積 (延床面積) 924.95 $\text{m}^2$  (924.95 $\text{m}^2$ )
- ・ 建築年月日 昭和49年3月20日
- ・ 駐車台数 (うち身障者用) 30台 (2台)

### (17) - 2 宇都宮市上河内生涯学習センターひばり館

- ・ 所在地 宇都宮市上小倉町536番地1
- ・ 構造 木造平屋建
- ・ 敷地面積 2,531.00 $\text{m}^2$
- ・ 建物面積 (延床面積) 406.2 $\text{m}^2$  (387 $\text{m}^2$ )
- ・ 建築年月日 昭和30年4月1日
- ・ 駐車台数 (うち身障者用) 0台 (0台)

### (18) 宇都宮市河内生涯学習センター

- ・ 所在地 宇都宮市中岡本町3225番地
- ・ 構造 RC造2階建
- ・ 敷地面積 10,674.24 $\text{m}^2$
- ・ 建物面積 (延床面積) 2,301 $\text{m}^2$  (2,219.00 $\text{m}^2$ )
- ・ 建築年月日 昭和53年4月1日
- ・ 駐車台数 (うち身障者用) 100台 (2台)

## 5 生涯学習センターの沿革

- 昭和 24.10.17 城山公民館が設置される。(昭和29・11・1 市立となる)
- 昭和 24.12. 1 富屋公民館が設置される。(昭和29・11・1 市立となる)
- 昭和 25. 1.26 平石公民館が設置される。(昭和29・ 8・ 1 市立となる)
- 昭和 25. 3.20 豊郷公民館が設置される。(昭和29・11・1 市立となる)
- 昭和 25. 7.20 国本公民館が設置される。(昭和29・11・1 市立となる)
- 昭和 26. 1.26 篠井公民館が設置される。(昭和29・11・1 市立となる)
- 昭和 26. 4. 1 瑞穂野公民館が設置される。(昭和29・10・1 市立となる)
- 昭和 26. 8. 1 清原公民館が設置される。(昭和29・ 8・ 1 市立となる)
- 昭和 26.12. 1 姿川公民館が設置される。(昭和30・ 4・ 1 市立となる)
- 昭和 28.12. 1 雀宮公民館が設置される。(昭和30・ 4・ 1 市立となる)
- 昭和 29. 8. 1 中央・東・築瀬・西原・戸祭・今泉・陽南・桜公民館が設置される。
- 昭和 29. 9.25 横川公民館が設置される。
- 昭和 30.10. 1 西・昭和・細谷・錦・峰公民館が設置される。
- 昭和 33. 2. 1 宇都宮市公民館連絡協議会が結成される。
- 昭和 44. 4. 1 中部公民館が設置される。(市立旭病院の建物を利用)  
中央・東・西・築瀬・西原・昭和・桜・錦・富士見・峰・泉が丘・戸祭・細谷・陽南公民館を分館とする。
- 昭和 46. 4. 1 南公民館が新設される。  
石井分館・宮の原分館を開設
- 昭和 47.11.15 巡回文庫を開設， 9 公民館12分館を配本所とする。
- 昭和 48. 4. 1 御幸分館を開設
- 昭和 49. 4. 1 宝木分館を開設
- 昭和 51. 4. 1 城東分館・陽東分館を開設
- 昭和 53. 4. 1 東公民館が新設される。(今泉公民館廃止)  
御幸が原分館を開設
- 昭和 55. 7. 2 明保分館を開設
- 昭和 56. 4. 1 市立図書館の開館に伴い， 移動図書館が移管された。
- 昭和 57. 4. 1 北公民館が新設される。(細谷分館廃止)
- 昭和 58. 4. 1 陽光分館を開設
- 昭和 59. 4. 1 西公民館が新設される。(桜分館廃止)  
雀宮公民館分館を開設
- 昭和 61.10.24 中部公民館が， 10月 6 日新市庁舎開庁に伴い， 中央 1 丁目 1 番 1 3 号， 旧市役所別館南館に仮移転した。

- 昭和 62. 4. 1 旧市役所別館北館に移転，名称も『宇都宮市立中央公民館』とし，名実ともに市内にある公民館の核としての役割を担い開館した。
- 平成 元. 10. 16 地区市民センターとの施設複合化開始（雀宮公民館）
- 平成 3. 4. 1 地区市民センターとの施設複合化（篠井公民館）
- 平成 3. 4. 1 地区市民センターとの施設複合化（清原公民館）
- 平成 4. 4. 13 地区市民センターとの施設複合化（瑞穂野公民館）
- 平成 6. 4. 1 地区市民センターとの施設複合化（城山公民館）
- 平成 7. 4. 1 各分館長が専従職員（非常勤嘱託員）となる。
- 平成 7. 10. 14 西原分館の会議室（空き教室利用）の開所式
- 平成 8. 4. 1 地区市民センターとの施設複合化（豊郷公民館）
- 平成 8. 4. 1 生涯学習課より権限の一部を中央公民館に委譲
- 平成 9. 4. 1 地区市民センターとの施設複合化（富屋公民館）
- 平成 9. 10. 20 南公民館改築される。
- 平成 10. 5. 11 宝木分館の会議室（空き教室利用）の拡大
- 平成 10. 6. 1 東分館の会議室（空き教室利用）の拡大
- 平成 12. 10. 1 地区市民センターとの施設複合化（国本公民館）
- 平成 13. 1 南公民館エレベーター設置
- 平成 14. 3. 30 錦分館改築される。
- 平成 14. 4. 1 公民館条例の廃止，生涯学習センター条例制定の議決に伴い，中央・東・西・南・北公民館及び11地区公民館と共に『生涯学習センター』と名称変更。中央公民館は『中央生涯学習センター』として宇都宮市の生涯学習の中核として開設された。また，分館は『地域コミュニティセンター』となった。
- 平成 14. 6. 24 地区市民センターとの施設複合化（平石生涯学習センター）
- 平成 15. 8 中央東西南北生涯学習センター施設内全面禁煙
- 平成 15. 12. 22 地区市民センターとの施設複合化（姿川生涯学習センター）
- 平成 18. 3. 20 地区市民センターとの施設複合化（横川生涯学習センター）
- 平成 19. 3. 31 上河内町，河内町との合併に伴い，以下の施設を所管。
- ・上河内生涯学習センター（本館，ひばり館）  
\* 旧上河内町中央公民館，同ひばり館
  - ・河内生涯学習センター（本館，田原館）  
\* 旧河内町中央公民館，同田原分館
- 平成 22. 4. 1 以下の施設を自治振興部に所管替。
- ・中央生涯学習センター
  - ・東生涯学習センター
  - ・西生涯学習センター
  - ・南生涯学習センター
  - ・北生涯学習センター

## 6 平成25年度生涯学習センター事業運営の考え方

### (1) 基本的な考え方

近年における、少子超高齢・人口減少社会の到来や都市化・核家族化の進行などにより、家庭・地域の教育力の低下や住民のコミュニティ意識や連帯感の希薄化、青少年層の自立意欲の減退など、人づくりやまちづくりにおける課題が顕在化してきている一方、団塊の世代の地域活動が活発化してきており、これからの地域を支える新たな担い手として期待されるなど、本市を取り巻く社会環境は大きく変化している。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、地域の絆や人と人とのつながりの大切さが改めて注目され、復興支援活動をはじめとした、人々の社会貢献意欲が一層高まりを見せており、こうした気運を持続的なものとし、地域住民の協働による地域課題の解決や地域の活性化など、地域づくりの取組を促進するためには、「個人の自立」や「絆づくり・地域づくり」につながる事業の充実に取り組んでいく必要がある。

こうしたことから、現在策定中の「(仮称)第2次地域教育推進計画」において検討している課題や方向性等を踏まえ、地域を支える市民一人ひとりが自己の自立と社会の一員であることを意識し、社会参加への意欲を高めるような事業や学んだ成果を地域につなぐきっかけとなる事業に取り組んでいく。

### (2) 各生涯学習センターの役割

全ての生涯学習センターにおいて、個人の要望に応える事業と現代的課題に対する学びなどの社会の要請に応える事業のバランスに配慮しながら事業を推進するとともに、市民の生涯学習ニーズに応じた学習相談及び支援を行う。

また、自立した個人を養成するための事業や、地域の課題解決に向けた事業などに積極的に取り組み、住民の身近な地域における学習の拠点として「地域教育」の推進に向けた事業を実施する。

なお、講座等事業の実施にあたっては、開催日時や学習の手法の検討、託児の充実など、引き続き受講環境を整備することにより、多くの市民が参加できるよう努めるとともに、地域の各種団体や企業などとの連携に配慮する。

### (3) 重点項目

#### ア 人間力の向上に資する事業の充実

激しく変化する社会の中で、市民一人ひとりが心豊かに生活できるよう、学ぶことの喜びや仲間づくりにつながる趣味・教養的な講座を引き続き実施するとともに、個人の自立を促すための生活に役に立つ講座や国際交流、男女共同参画、人権、まちづくりなど社会の要請に対応する講座の充実を図る。

#### イ 家庭・地域の教育力の向上に資する事業の充実

「人づくり」の基本となる家庭と地域の教育力の向上を図るため、家庭や親の役割や責任、子どもとの関わり方などについて保護者の気づきを促す講座や子育ての知識や技術を身につけるための講座などを実施する。実施にあたっては子育て中の親の仲間づくりにつながるよう、参加交流機会の充実に努める。

また、地域ぐるみで子どもを育てる意識の醸成を図るとともに、学校や企業など、地域を構成する各主体とのより一層の連携・協力を図り、家庭と地域が抱える課題の解決に資する事業の充実に努める。

#### ウ 学習情報拠点としての充実

市民の主体的な学習活動を啓発・支援し、生涯学習に対する市民ニーズに的確に対応するため、生涯学習センターは地域の学習情報の拠点として、積極的な情報収集や提供とともに、生涯学習センターの情報共有を行い、学習相談の充実に努める。

#### エ 地域社会を支える人材育成と学習成果の活用の促進

市民の地域に根差した学習活動を推進するため、各種ボランティア等の養成を推進するなど、地域で活躍できる「人づくり」の充実を図るとともに、地域に目を向け、地域のもつ魅力や課題に気づききっかけとする地域学講座の実施に努める。また、学んだ人材が学習成果や経験を活かせるような機会と場の提供に努める。

※ 地域学講座の関連事業として、生涯学習課において学んだ成果と活動をつなぐ、人材バンクの構築を進めており、地域学講座の受講者を人材バンクに登録することや、人材バンクの登録者に地域学講座の受講を促すことなど「知の循環」を図っていくことを想定している。

図 書 館

視 聴 覚 ラ イ ブ ラ リ ー



### 3 視聴覚ライブラリーの沿革と役割

宇都宮市は、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、宇都宮市立視聴覚ライブラリー（宇都宮市明保野町7番57号宇都宮市立図書館内）を昭和56年7月に設置した（宇都宮市立視聴覚ライブラリー条例昭和56年3月24日 条例第26号）。また、平成4年7月には、宇都宮市立東図書館内に宇都宮市立東視聴覚ライブラリーを設置した。（平成4年3月条例第27号）

その後、平成9年4月には、2つの視聴覚ライブラリーを一元化し、宇都宮市立東図書館内に宇都宮市立視聴覚ライブラリーを設置した。（平成9年3月条例第4号）

### 4 管理と運営

#### (1) 基本目標

視聴覚ライブラリーは、生涯学習社会及び情報化社会の到来を迎え、市民の生涯学習を援助し学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、次のように基本目標を設定する（昭和56年～）。

- ・ 視聴覚教材・情報の整備充実と利用促進
- ・ 視聴覚施設・機材の整備と利用促進
- ・ 視聴覚に関する学習機会提供の推進

#### (2) 平成25年度運営目標

- ・ 視聴覚教材の整備充実と利用促進
- ・ 視聴覚施設・機材の整備と利用促進
- ・ 地域映像の保存・整理
- ・ 視聴覚情報の提供とサービス事業の実施
- ・ 支援事業の実施
- ・ 視聴覚に関する学習機会の提供の推進
- ・ 他の施設との連携・協働の推進

# 1 図書館の役割と概要

## (1) 役割

本市図書館は、平成23年7月の南図書館開館より5館体制となり、今後は、中央図書館が担う各館の総合調整機能の充実を図るとともに、各館の特色や役割を踏まえた運営、また、さらなる図書館機能・サービスの向上を図ることが必要になる。

各図書館においては、市民の読書活動・学習活動を支援するための情報提供、市民生活や地域の課題解決に役立つ情報拠点として以下の事業を実施している。

- ・ 図書、記録、地域資料、地方行政資料、刊行物、視聴覚資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、分類し、排列し、及びその目録を整理すること。
- ・ 図書館資料を一般公衆の利用に供し、その利用のために相談に応じること。
- ・ 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、講演会、資料展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
- ・ 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- ・ 館報その他図書館奉仕のための資料を刊行し、及び配布すること。
- ・ 他の図書館と図書館資料の相互貸借を行うこと。
- ・ 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- ・ 学校、博物館、生涯学習センター、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。
- ・ その他図書館の目的を達するために必要な事業

## (2) 概要

H25. 3. 31 現在

	中央図書館	東図書館	南図書館	上河内図書館	河内図書館
所 在	明保野町 7番57号	中今泉3丁目 5番1号	雀宮町 56番地1	中里町 182番地1	中岡本町 3397番地
開 館	S. 56. 7. 7	H4. 7. 20	H23. 7. 16	H4. 9. 1	S61. 9. 27
構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄骨造
延床面積	4,739.00 m <sup>2</sup>	5,872.00 m <sup>2</sup> ※図書館部分のみ	7,041.50 m <sup>2</sup>	1,000.06 m <sup>2</sup>	1,614.00 m <sup>2</sup>
駐 車 場	81台 ※うち身障用7台	317台 ※うち身障用7台	496台 ※うち身障用10台	21台 ※うち身障用1台	44台 ※うち身障用1台
蔵 書 数	565,608 冊	388,892 冊	234,933 冊 ※学校支援分含む	78,953 冊	142,231 冊

開館時間・休館日

図書館名	開館時間	休館日
宇都宮市立中央図書館 〒320-0845 宇都宮市明保野町7番57号 TEL(636)0231, FAX(639)0740	9:30~19:00 (児童図書室 ~18:00)	金曜日(祝日の場合は前日), 毎月第3火曜日(祝日の場合は翌日), 資料整理日(4/1), 年末年始(12/29~1/3), 特別整理期間
宇都宮市立東図書館 〒321-0968 宇都宮市中今泉3丁目5番1号 TEL(638)5614, FAX(638)5791		月曜日(祝日の場合は翌日), 毎月第3木曜日(祝日の場合は前日) 資料整理日(4/1, 9/17), 年末年始(12/29~1/5), 特別整理期間
宇都宮市立上河内図書館 〒321-0414 宇都宮市中里町182番地1 TEL(674)1123, FAX(674)1120		
宇都宮市立河内図書館 〒329-1105 宇都宮市中岡本町3397番地 TEL(673)6782, FAX(673)6783		

南図書館 開館時間・休館日

図書館名	開館時間	休館日
宇都宮市立南図書館 〒321-0121 宇都宮市雀宮町56番地1 TEL(653)7609, FAX(653)7619	図書館部分(本の広場) 9:30~20:00	月曜日(祝日の場合は翌日), 毎月第3木曜日(祝日の場合は前日), 資料整理日(4/1, 9/17), 年末年始(12/29~1/5), 特別整理期間
	多目的ホール, 会議室, ギャラリー, 学習閲覧室 9:00~21:30	
	プレイルーム 9:00~19:00	
	飲食スペース 9:00~21:00	月曜日(祝日の場合は翌日), 年末年始(12/29~1/4)

## 2 平成25年度図書館運営目標

### (1) 基本方針

今年度、「宇都宮市図書館機能・サービス向上計画」と「第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画図書館」を併せて改定し、市民全体の読書活動の推進を目的とした「宇都宮市読書活動推進計画」を策定する。

「宇都宮市図書館機能・サービス向上計画」では、図書館が市民の読書活動・学習活動を支援し、地域の課題解決に役立つ身近な情報拠点となることを目指してきた。

今後は、市民の読書活動のより一層の推進に向けて、読書環境の充実を図るため、これまでの読書活動に有効な取組を継続するとともに、新たに宇都宮市全体を見据えて読書活動の啓発事業など下記の事業に重点的に取り組んでいく。

### (2) 基本施策と重点事業

#### ア さまざまな市民の読書活動の推進

- (ア) 読書活動ガイドブックの作成・配布
- (イ) センター図書室等の地域性や利用者層に合ったサービスの提供

#### イ 子どもの読書活動の推進

- (ア) 学校図書館・読書活動の充実
- (イ) 高校生ボランティアによる中・高校生対象のサービスへの参画
- (ウ) 読み聞かせボランティア育成事業の強化

#### ウ レファレンス・課題解決型サービスの強化

- (ア) 地域資料・情報の収集と提供の充実
- (イ) 科学・技術・ビジネス情報提供サービスの充実
- (ウ) 子育て・家庭生活支援情報の充実

#### エ ICTの推進や電子情報の提供

- (ア) 図書館情報システムの更新
- (イ) 図書館におけるICT環境の整備

#### オ 効果的・効率的な管理運営体制の充実

管理運営体制の充実

#### カ 施設の再整備の計画的な推進

図書館施設の改修・機能向上事業の推進



# 文 化 課

## 平成25年度 文化行政の基本方針及び重点施策について

### 1 基本方針

市民の自主的な文化芸術活動を支援するため、学習機会の提供や日頃の練習の成果発表、および優れた文化芸術を鑑賞できる機会の充実に努めるとともに、市民による地域の文化遺産・伝統文化の保存・活用・継承活動の支援、さらには、ジャズや妖精、百人一首などの文化的資源を活用し、市民の手により育む魅力あふれる「個性的な市民文化・都市文化の創造」を目指す。

### 2 重点施策

#### (1) 文化芸術活動環境の充実

鑑賞機会や参加型学習・創作活動機会等の提供、人材育成、情報提供、施設整備など、市民が主体的に文化芸術活動を展開するための事業を展開

- ・文化芸術の学習、発表・鑑賞機会を提供する「市民芸術祭」、「ジュニア芸術祭」の開催。特に「市民芸術祭」は公益財団法人うつのみや文化創造財団に一部事務の移管を行い、財団の専門知識等を活かし、更に質の高い「市民芸術祭」の実施を目指す。
- ・これからの文化芸術を担う人材を育成・支援する「宇都宮エスペール賞」の受賞者の成果発表を行うとともに、これまでの受賞者への育成・支援を行うことで受賞者自身のレベルアップと市民の芸術活動の広がりを目指す「プロポート事業」を実施する。
- ・市民の鑑賞・創作・発表活動の場となる文化会館・美術館の適切な管理及び文化会館の再整備に向けた大規模改修工事基本設計業務を実施する。
- ・文化会館における教育普及事業を充実するとともに、伝統芸能である能公演「宇都宮能観世流」を実施する。
- ・美術館においては、グスタフ・クリムトの展覧会など多彩な企画展を開催する。

#### (2) 文化遺産・伝統文化の保存、活用、継承

文化財の保存・活用および整備、地域における伝統文化を継承・発展させるための人材育成・環境づくりの推進

- ・埋蔵文化財の適切な保護に向け、埋蔵文化財地図の適正化を図るため、包蔵地の分布調査を実施する。
- ・文化財を適切に保存し、地域に対する誇りや愛着を育むため、「上神主・茂原官衙遺跡」の保護事業や、「飛山城史跡公園」の公有地化及び環境整備による啓発

事業の展開を図る。

- ・本市独自の伝統文化を市民が主体的に保存し、次世代に継承するため、「宮っ子伝統文化体験教室」や「伝統文化フェスティバル」の開催を始めとした「宇都宮伝統（ふるさと）文化継承事業」を推進する。
- ・「歴史・文化財活用ネットワーク」を推進するため、市内各地に点在する文化財施設の連携を図るとともに、メールマガジンにより伝統的な地域行事などの情報を発信する。

### (3) 個性ある文化資源活用の推進

**ジャズや妖精、百人一首などの多様な文化資源を活用し、魅力的なまちづくりを推進**

- ・まちなかでのジャズライブの開催などによるジャズのまちづくりを推進する。
- ・妖精ミュージアムにおいて妖精資料の展示、図書の閲覧、妖精資料のデータベースをインターネットで公開するとともに、講座や講演会など様々な魅力ある事業を展開する。
- ・百人一首の普及啓発を図るため「百人一首市民大会」を開催するとともに、オリオンスクエアにおいて普及啓発イベント「みやびい百人一首フェスタ」を開催する。



## 「第2次宇都宮市地域教育推進計画」の概要について

### 1 計画の必要性

- ・ 少子・高齢化の進行による人口減少時代の到来や、価値観の多様化など、社会環境が激しく変化し、「自立した個人の養成」や「新たな公共」への対応などが求められている中、平成20年3月に策定した「宇都宮市地域教育推進計画」に基づき、地域に貢献できる人づくりを進めてきたところである。
- ・ こうした中、これまで取り組んできた地域人材の育成に加え、学んだ人を活動に結びつけることが求められており、また一方で、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、復興支援活動などをはじめとした、人々の社会貢献意欲は高まりを見せていることから、こうした動きを的確に捉え、学びを活動につなげていくための仕組みづくりが喫緊の課題となっている。
- ・ このため、社会情勢の変化やこれまでの取組の評価・課題などに的確に対応し、本市の地域教育を効果的・効率的に推進するため、「第2次宇都宮市地域教育推進計画」を策定する。

### 2 計画の位置付け

- ・ 「第5次宇都宮市総合計画」の分野別計画「市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために」に掲げる基本施策「生涯にわたる学習活動を促進する」を実現するための計画
- ・ 本市における「人づくり」の指針である「うつのみや人づくりビジョン（宮っこ未来ビジョン）」の考え方や方向性を受ける本市社会教育行政の基本となる計画
- ・ 家庭の教育力向上にかかる行動計画である「宇都宮市親力向上支援プラン」を統合するとともに、平成22年7月に社会教育委員の会議が答申した「宇都宮市における今後の『成人教育』のあり方について」の考え方を踏まえた計画

### 3 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5年間

### 4 これまでの検討経過

平成24年	5月～12月	宇都宮市生涯学習推進本部 (本部会議2回, 幹事会議5回, 作業班5回)
平成24年	8月～平成25年 2月	社会教育委員の会議(4回) ※ 随時, 市民の代表や現場職員から意見聴取 (生涯学習センター運営審議会等)
平成25年	1月～ 2月	パブリックコメントの実施

### 5 計画の内容・特徴

#### (1) 内容

- ・ 第2次宇都宮市地域教育推進計画【概要版】・・・別紙

## (2) 特徴

地域ぐるみによる地域教育の推進に向け、計画の策定にあたっては、市民や社会教育委員の会議など、庁内外からの意見を聴取し、また、計画の内容については、従来から取り組んできた施策等の成果を活かして、人づくりを継続するとともに、各事業・取組間の関連や基本施策の構成について、「学習」と「活動」の循環を意識した「つなぐ」視点を打ち出した。

### ア 「個人の自立」や「社会の要請」に応える学習の強化

地域社会を構成し運営する市民一人ひとりが自ら積極的に学ぶことを通して、「人間力」を高めていくため、これまで実施してきた、個人の興味・関心に基づく「主体的な学習活動」への支援については継続しつつ、「個人の自立に向けた学習」や「社会の要請（公共的課題等）に応える学習」に重点的に取り組むこととした。

### イ 家庭・学校・地域における教育活動への支援充実

個人の資質を高めるだけでなく、家庭をはじめとした地域で活動する各主体の連携を強化し、地域ぐるみの教育活動を充実させていくため、「親学による家庭教育支援の充実」や「学校と地域の連携による相互教育の推進」など、家庭・学校・地域における教育活動への支援に重点的に取り組むこととした。

### ウ 学習活動とその成果を地域活動につなぐ仕組みの構築

地域課題の解決や地域社会の活性化などの取組を促進するため、これまでの「学習機会の充実」や「基盤整備」などの成果を活かしながら、継続的に人づくりに取り組むとともに、「住民が身近な地域について学ぶ機会の創出」や「人と人、学びと活動をつなぐ仕組みの構築」に重点的に取り組むこととした。

# 第2次宇都宮市地域教育推進計画【概要版】

## 第1章 計画について

- 1 計画の必要性**
  - 平成23年3月に発生した東日本大震災以降、「家庭や地域社会における『絆』や「温かて人間的な『つながり』」の大切さが改めて注目されている中、地域教育の役割は益々重要となっている。
  - これまで取り組んできた個人の人間力の向上、地域人材の育成などに加え、学んだ成果を地域につなぐ仕組みづくりなどが求められている。
- 2 地域教育について**
  - 「社会教育行政」が担う「成人教育」、「青少年教育」、「家庭教育支援」、「学校教育支援・連携」を市民生活の基盤である「地域」を意識して行い、社会の要請（公共的課題、地域人材の育成）、地域の活力向上に応える教育
- 3 計画の位置付け**
  - 「第5次宇都宮市総合計画」の分野別計画を実現するための計画であるとともに、本市における「人づくり」の指針である「うつのみや人づくりビジョン（宮っこ未来ビジョン）」の考え方や方向性を受ける本市社会教育行政の基本となる計画
- 4 計画期間**
  - 平成25年度～29年度までの5年間

## 第2章 地域教育の現状と課題

**地域教育を取り巻く状況**

□社会情勢の変化

- 少子超高齢社会・人口減少社会の進行
- 東日本大震災以降、地域の絆や人と人とのつながりの重要性を改めて認識
- 人々の生活様式、ニーズ、価値観の多様化・複雑化に伴い公共的活動の担い手となる主体も多様化
- 情報通信技術（ICT）が急速に進歩・普及により日常生活や仕事のあり方、学ぶ環境などが変化

□国・県等の動向

- 中央教育審議会答申（新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について）（平成20年2月）
- 中央教育審議会第6期生涯学習分科会における「議論の整理（中間とりまとめ）」（平成24年8月）
- 栃木県生涯学習推進計画四期計画「新・とちぎ学びかがやきプラン」の策定（平成23年3月）
- 宇都宮市社会教育委員の会議答申「宇都宮市における今後の『成人教育』のあり方について」（平成22年7月）

**これまでの取組の成果と課題**

□地域教育推進計画

- 社会貢献活動や地域に目を向けた取組が進展
- ⇒ 学んだ人材が地域活動に参加し、様々な場面で活躍できる環境の整備が必要
- 地域の教育力を活かした学校支援のための人材育成が進み、魅力ある学校づくり地域協議会の活動などは活発化
- ⇒ 地域の子どもは地域で育てると意識の醸成や地域を構成する主体同士の連携による取組が必要
- 市民の主体的な学習活動に向けた支援や人づくりを推進する基盤の整備
- ⇒ 市民の学ぶ意欲の向上に向けた学習環境の充実が必要

□親力向上支援プラン

- 親同士、親と子、異世代間など様々な交流機会が充実
- ⇒ 交流を支える人材の育成や親同士がつながる場・機会の充実が必要
- 中高生から祖父母まであらゆる年代に応じた学習機会を提供
- ⇒ 子どもの成長に応じた家庭教育支援の継続が必要
- 親力向上支援体制の構築
- ⇒ 地域社会総ぐるみの親力向上支援に向けた取組が必要

**市民意識調査の結果**

- 今の大人に感じる問題（7項目中の順位）
- ルールを守れない大人やモラルのない大人が増えている (H23)81.4%で1位
- 周囲の人や地域とのつながりを持っていない大人が増えている (H23)68.4%で2位
- 近所と親しく付き合っていない市民の割合 (H19)64.5% ⇒ (H23)68.0%
- 家庭の教育力が低下していると思う市民の割合 (H19)83.1% ⇒ (H23)70.1%
- 地域の教育力低下を感じている市民の割合 (H19)55.6% ⇒ (H23)47.5%
- 学んだ知識・技能を活かしている割合 (H19)43.8% ⇒ (H23)23.7%
- 生涯学習や社会教育の推進のために力を入れること（11項目中の順位）
- 誰でも気軽に参加できるような講座や講演会を増やす (H23) 49.3%で1位

### 今後の地域教育推進の課題

- 1 学びによる人間力の向上**

地域住民一人ひとりが、人間力を高めるための学習環境を整える必要があります。

  - 学びに向けた意識醸成が必要
  - 参加しやすい学習環境が必要
  - 仲間づくりや交流機会の充実が必要
  - 社会性や適応力を高める学習機会が必要
- 2 地域を支える人材の育成**

地域社会の牽引役となる人材やまちづくりの主体となる人材の育成を進めていく必要があります。

  - 地域社会やまちづくりを支える人材の育成が必要
  - 地域課題等に関する学習の充実が必要
- 3 地域を構成する各主体の支援、連携強化**

家庭、学校、地域団体、企業など地域を構成する各主体の教育活動や学びに対する支援、相互の連携強化を図る必要があります。

  - 学校・家庭教育支援の充実が必要
  - 地域社会全体による教育活動支援が必要
  - NPOや市民活動団体などとの協働が必要
  - 企業との連携による取組が必要

**4 地域における学習成果の活用の促進**

地域における学習成果の活用を促進する必要があります。

- 活動へのきっかけづくりが必要
- 学習成果を活かす機会の充実が必要
- 学んだ人材が活動できる循環を促す仕組みづくりが必要

## 第3章 基本的な考え方

**基本理念**

市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、以下のとおり基本理念を定める。

**『学びを通して、豊かな人間性と人と人との絆を育み、地域ぐるみにより、教育活動やまちづくりを支える社会を実現する。』**

**基本目標**

**I 一人ひとりが人間力を高めるため、主体的に学習活動に取り組んでいます。（人づくり）**

基本指標①

学習活動をしている市民の割合

43.2% (H23) ⇒48.4%(H29)

**II 市民が家庭や地域など身近な場所で、積極的に子どもの育ちなどの教育活動に関わっています。（絆づくり）**

基本指標②

放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数

14,716人 (H23) ⇒37,438人(H29)

**III 学びを通じて、多様な主体がしながら、様々な場面で地域社会づくりに貢献しています。（地域づくり）**

基本指標③

地域活動やボランティア活動に参加している市民の割合

56.6% (H23) ⇒60.0% (H29)

## 第5章 計画の推進

- 1 計画の進行管理**
  - 「宇都宮市生涯学習推進本部」において、本計画における取組の進捗状況の確認を行うとともに地域教育推進のための協議・検討を行う。また、進捗状況は「社会教育委員の会議」へ報告し、意見を聴取する。
- 2 社会の要請の高まりへの対応**
  - 「宇都宮市生涯学習推進本部」や「社会教育委員の会議」において、社会の要請として必要性の高まっている学習テーマについての協議・検討を行うとともに、そのテーマを所管する関係部局との連携・協働により学習機会の提供に努める。
- 3 生涯学習振興行政との関係**
  - 生涯学習振興行政については「宇都宮市生涯学習推進本部」で所管するものとし、全庁的な照会による把握・取りまとめを行い、庁内の情報の共有を図る。
- 4 計画の推進体制**
  - より良い地域社会の実現に向けた施策・事業を推進するため、市民、家庭、学校、企業、市民団体など、地域における各主体の特性を認識・尊重しながら、積極的な連携・協働を図る。

## 第4章 施策の展開

**基本施策1 人間力を高める学習環境の充実**

一人ひとりの人間力を高めるため、人間力の構成要素である、個人の「ひとりの人間としての自立する力」と「社会を構成し運営する力」の向上に資する学習環境の充実に向けた施策に取り組みます。

**施策1 主体的な学習活動への支援**

- 生涯学習センター事業への参加促進 **重点**
- 市民ニーズに応じた学習機会の提供
- 学習情報提供事業・学習相談事業の充実
- 市民大学の実施
- 地域教育メッセの実施
- 読書環境の充実
- 図書館レファレンスサービスの活用促進

**施策2 個人の自立に向けた学習の推進**

- 生活課題解決型講座の充実 **重点**
- 子どもの体験活動・体験学習機会の充実
- 青少年活動センター事業の充実

**施策3 成人教育の充実**

- 大人に対する人づくり啓発事業の実施 **重点**
- 大人のためのモラル向上の学習機会の充実
- コミュニケーション力向上事業の実施

**施策4 学習活動を支える人々の育成**

- 社会教育主事の養成・活用促進 **重点**
- 家庭教育サポーター養成事業の実施
- 学校支援ボランティア講座の充実
- 生涯学習コーディネーターの育成

**施策5 社会の要請に対応した学習の充実**

- 社会の要請に対応した講座の実施 **重点**

**基本施策2 家庭・地域における教育活動への支援**

個人が属する家庭をはじめとした、地域を構成する各主体の取組を推進するため、市民の家庭・学校・地域における子どもの育ちなどの教育活動を支援する施策に取り組みます。

**施策6 家庭教育支援の充実**

- 「親学」の推進 **重点**
- 家庭教育支援講座の実施
- 家庭教育サポーターの活動支援

**施策7 学校教育支援の充実**

- 魅力ある学校づくり地域協議会活動への支援 **重点**
- （再掲）学校支援ボランティア講座の実施
- 「街の先生」事業の推進

**施策8 地域での育ち・育てを高める環境づくり**

- 宮っ子ステーション事業の充実 **重点**
- （再掲）「親学」の推進 **重点**
- 地域教育力向上啓発事業の充実
- 地域子育て支援拠点事業の推進
- 青少年の居場所づくり事業の充実
- 市民総ぐるみの環境点検活動の推進

**基本施策3 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり**

学習活動とその成果を地域社会における様々な活動に活かす「知の循環」を促進するため、市民の活動の基盤となる各主体間の連携や活動のきっかけとなる地域に目を向ける取組など、学習成果を地域で活かすための施策に取り組みます。

**施策9 多様な活動主体間の連携促進**

- 人材バンクの構築 **重点**
- まちづくりセンター事業の推進 **重点**
- 企業の教育力の活用支援事業の実施
- 社会教育関係団体との連携
- みやシニア活動センター事業の実施
- 地域スポーツクラブの育成支援

**施策10 地域の課題解決に向けた学習の推進**

- 地域学講座の実施 **重点**
- 地域課題解決学習プログラムの構築
- 地域かがやきプロジェクト事業の推進
- （再掲）市民総ぐるみの環境点検活動の推進
- （再掲）図書館レファレンスサービスの活用促進

**施策11 郷土愛を育む取組の推進**

- （再掲）地域学講座の実施 **重点**
- 宇都宮伝統文化継承事業の推進
- 成人式における地域交流事業の推進

## 「宇都宮市読書活動推進計画」の概要について

### 1 策定の目的

- ・ 宇都宮市民の読書活動については、「第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画」や「宇都宮市図書館機能・サービス向上計画」に基づく図書館機能やサービスの向上により、市民の読書活動の推進に努めてきた。
- ・ こうした中、小中学生の読書量は中核市でもトップクラスとなったが、高校生や就労世代などの読書活動の促進や市民等の課題解決に向けた支援強化など、読書環境の充実が必要となっている。
- ・ そこで、子どもから大人まで一体的に読書活動を推進することが効果的と判断し、これらの計画を一本化し、全市民の読書活動を総合的、系統的に推進することを目的に、「宇都宮市読書活動推進計画」を策定する。

### 2 計画の位置付け

- ・ 本市社会教育行政の基本計画である「第2次宇都宮市地域教育推進計画（宇都宮地域教育プラン）」を上位計画とする個別計画（部局別計画）
- ・ 「図書館機能・サービス向上計画」と「第2次子ども読書活動推進計画」の改定計画としての性格を有するとともに、それらを統合し、全市民を対象に読書活動の推進を図る計画

### 3 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5年間

### 4 これまでの検討経過

平成24年	7月～平成25年	2月	読書活動推進計画策定委員会 (策定委員会3回, 作業部会3回)
平成24年	8月～平成25年	5月	社会教育委員の会議(5回)
平成24年	11月～平成25年	2月	参考人による意見交換会(2回)
平成25年	3月～4月		パブリックコメントの実施

## 5 計画の内容・特徴

### (1) 内容

・宇都宮市読書活動推進計画【概要版】・・・別紙

### (2) 特徴

#### ア 全市民を対象とした読書活動推進計画

子どもから大人までの全市民を対象とした読書活動を推進する計画は、全国でも先駆的（全国では、子どもの読書活動を推進する計画の策定が一般的）

#### イ さまざまな市民が読書活動に参加できる仕組みづくり

会員同士の読書会に加えて、カフェトーク（合同読書会）の開催など、気軽に参加できる読書機会の提供

#### ウ レファレンス・課題解決型サービスの強化

地域や子育て、ビジネスなど課題解決を支援するため、図書館職員が調査や研究に必要な図書や情報を紹介するなどのサービス（レファレンス機能）を強化

# 宇都宮市読書活動推進計画 概要版

## I 計画について

- 1 計画策定の必要性**  
「第1次図書館機能・サービス向上計画」、「第2次子ども読書活動推進計画」を策定し、読書活動の推進等を図ってきたが、電子図書などのICTへの対応や子ども読書のまち宇都宮の更なる推進、さまざまな市民の読書活動への対応や図書館の老朽化などの課題への対応が求められている。
- 2 計画策定の考え方**  
本市における市民の読書活動を総合的に推進していくためには、「図書館機能・サービス向上計画」と「子ども読書活動推進計画」を統合して一体的に推進することが効果的であることから、より大きな概念でのくりによる「(仮称)宇都宮市読書活動推進計画」として改定した
- 3 計画の位置づけ**  
「宇都宮市地域教育推進計画」に基づき人づくりを進める中で、特に本市の読書推進に焦点を当てた個別計画とし、関連する計画等との整合を図るものとする。
- 4 計画の期間**  
平成25年から平成29年までの5年間

## II 本市読書活動の現状と課題

### 1 読書活動を取り巻く状況

- (1) 社会情勢の変化**
  - 高度情報化社会、高齢社会の進展
  - 市民ニーズの高度化・専門化
  - 子どもの読書量の低下
- (2) 国や県の動向**
  - 「図書館法」等の改正による図書館の役割の明確化
  - 報告書による県立図書館像の明確化
- (3) 「第2次宇都宮市地域教育推進計画」**
  - 本計画の上位計画であり、「読書環境の充実」を取り組みのひとつとする。

### 2 これまでの取組の成果と課題

- (1) 第1次宇都宮市図書館機能・サービス向上計画**
  - ◎成果
    - 高度化・専門化するレファレンスへの対応
    - 資料の貸出数・予約数の飛躍的な増加
      - \*貸出数 約1.23倍：3,784,677点(H19)→4,636,568点(H24)
      - \*予約数 約2.07倍：264,812点(H19)→550,503点(H24)
    - 南図書館への一部指定管理者導入、管理運営体制の見直しの推進
  - ◎課題
    - 電子図書など新たなサービスや高度化するICTへの対応
    - 施設設備の計画的な改修
    - 図書館登録率の増加
- (2) 第2次宇都宮市子ども読書活動推進計画**
  - ◎成果
    - 子どもの読書量の維持・増加
      - \*小中学生の1か月の読書量(H24) 中核市トップクラス
      - 小学生28.5冊(10.5冊)、中学生9.2冊(4.2冊) (内は全国平均)
  - ◎課題
    - 地域ぐるみ子ども読書活動の推進
    - 高校生の読書活動の推進

### 3 市民の意識

- 図書館利用目的は調べものや情報入手のため(50.6%)
- 図書館に望むことは、調べたいことがわかる本があること(80.5%)
- 図書館サービスで使ったことがあるのは、本の在庫調査や調べものの相談(73%)

### 4 今後の市民の読書活動推進に向けた課題

- (1) あらゆる市民の読書活動の充実**
  - 高校生や大人の読書活動の推進
- (2) レファレンス・課題解決型サービスの更なる強化**
  - レファレンスに的確に対応できるレファレンスツールの充実
  - 地域の課題解決に役立つ情報を収集提供することによる人づくり・まちづくり活動の支援
  - レファレンスに対応できる司書の能力向上
- (3) 子どもの読書活動の推進**
  - 小中学校への読書支援の継続
  - 高校生への読書推進事業の充実
  - ボランティアの人材育成
  - 特別支援学校などとの連携
- (4) ICTの導入促進と電子情報サービスの充実**
  - データベースなどによる情報提供の充実
  - デジタルアーカイブの推進
  - 電子図書等、新たな媒体の導入検討

### (5) 図書館の環境整備と適切な図書館運営

- 図書館サービスを、市民に広くPRするなど、更なる利用の促進
- 快適で誰もが利用しやすい施設への再整備
- 中央館機能の向上や他機関との連携など、効果的・効率的な管理運営体制の充実

## III 基本的な考え方

### 基本理念

「市民や地域の課題解決支援やICTへの対応など、読書環境の整備を図るとともに、子どもを含めた市民の読書活動を推進します。」

### 基本目標

- 1 多様な図書館サービスを利用するなど、あらゆる市民が読書活動に親しんでいます。**
  - 基本指標1 図書館資料の貸出冊数  
4,566,016点(H23) ⇒ 5,000,000点(H29)
  - 基本指標2 図書館の登録率  
33.1%(H23) ⇒ 34.6%(H29)
- 2 図書館、地域、学校の連携のもと、宮っ子が読書活動や学習活動に励んでいます。**
  - 基本指標3 高校生の1か月の読書量  
1.4冊(H23) ⇒ 2冊(H29)
  - 基本指標4 子どもの読書に関わるボランティアの活動人数  
1,236人(H24) ⇒ 1,600人(H29)
- 3 個人や団体、地域がそれぞれの課題を解決するために、図書館サービスを利用しています。**
  - 基本指標5 レファレンスに対する利用者満足度  
52.6%(H23) ⇒ 62.6%(H29)
- 4 市民が高度情報化に対応した資料や設備を利用し、ニーズに応じたデジタル情報を活用しています。**
  - 基本指標6 図書館のインターネット端末の利用件数  
21,305件(H23) ⇒ 30,000件(H29)
- 5 図書館の適切な環境整備と運営により、市民が快適に図書館を利用しています。**
  - 基本指標7 図書館の読書環境に関する利用者満足度  
82.0%(H23) ⇒ 85%(H29)

## IV 具体的方策

### 基本施策1 市民の読書活動の推進

- 施策1 さまざまな市民の読書活動の推進**
- ◎★読書活動ガイドブックの作成・配布
    - 図書館祭りの開催
    - ★読書活動の啓発事業の実施
    - ★カフェトーク(合同読書会)の開催
    - ビブリオバトル(知的書評合戦)の実施
  - ◎ センター図書室等の地域性や利用者層に合ったサービスの提供
    - さまざまな利用者への情報提供の充実
    - 電子情報等への対応
- 施策2 子どもの読書活動の推進**
- 妖精ミュージアムにおける絵本の読み聞かせ
  - 「家読(うちどく)」の推進
  - 親学情報誌の発行
  - ★読書活動の啓発事業の実施(再掲)
  - 子どものためのレファレンスや調べ学習への支援
  - 「うつつのみやこども賞」事業の実施
  - ◎ 学校図書館・読書活動の充実
    - 学校図書館の整備・充実
    - 学校図書館司書業務嘱託員等の育成
    - 図書館と学校図書館の連携の充実
  - ◎ 高校生ボランティアによる中・高校生対象のサービスへの参画
    - 高校生の本や読書に関する情報交換・発信事業の実施
    - ★「高校生のための読書推進講座」の実施
    - 子どもや中・高校生(ヤングアダルト)向け図書館ホームページの充実
    - ★まちかどの学校・つげの木教室、とらいあんぐる(教育センター)へのサービスの実施
  - ◎ 読み聞かせボランティア育成事業の強化

### 基本施策2 レファレンス・課題解決型サービスの強化

- ◎ 地域資料・情報の収集と提供の充実
- ◎ 科学・技術・ビジネス情報提供サービスの充実
  - 宇都宮プロスポーツアーカイブ事業の充実
  - ★宇都宮のアグリビジネスブランド化への支援
- ◎ 子育て・家庭生活支援情報の充実

### 基本施策3 ICTの推進や電子情報の提供

- ◎ 図書館情報システムの更新
- ◎ 図書館におけるICT環境の整備

### 基本施策4 適切な図書館運営や環境の整備

### 基本施策5 効果的・効率的な管理運営体制の充実

- ◎ 管理運営体制の充実
  - 司書の専門性を発揮できる職員体制の整備
  - 自主財源確保に向けた取組の充実

### 基本施策6 施設の再整備の計画的な推進

- ★図書館施設の改修・機能向上事業の推進

- ◎：重点事業
- ★：新規事業
- ：継続・拡充事業

## V 計画の推進

- 1 計画の進行管理** 事業の取組状況について、基本指標により進行管理を実施するとともに、進捗状況については、「社会教育委員の会議」や「参考人」へ報告し、意見を聴取する。
- 2 計画の推進体制** 本計画の着実な推進を図るため、施策・事業の実施にあたっては、図書館、生涯学習センター図書室等、さらに市民、家庭、学校等が連携することにより、様々な事業に取り組む。

## 「宇都宮市文化振興基本計画」の概要について

### 1 計画の目的

本市においては、平成18年3月に本市の文化芸術の振興を目的に、本市の素晴らしい文化資源を活用し、郷土理解、郷土愛を育み、全市民が宇都宮市民としての誇りを持ち、文化的で豊かな社会生活をおくれるよう、文化施策を総合的・計画的に推進するための「宇都宮市文化振興基本計画」を策定した。本計画に基づき、様々な文化施策を推進してきたところであるが、少子高齢化や市町合併などの社会状況の変化に伴い、文化芸術活動の担い手育成強化や個性ある地域文化の活性化などに的確に対応していくことが必要となってきた。

このため、平成23年3月に、これまでの計画の進捗状況を踏まえながら、より効果的な文化施策が展開できるよう、現計画の改訂を行い、時代の変化や市民ニーズに対応した施策の展開を行っている。

### 2 計画の位置づけ

- ・第5次宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画に掲げる基本施策である「個性的な市民文化・都市文化を創造する」を実現するための計画
- ・教育全般の指針となる「宮っこ未来ビジョン」における文化振興分野の個別計画
- ・文化芸術基本法の基本理念や基本施策を踏まえた計画

### 3 計画期間

平成18年度～平成27年度までの10年（平成23年3月改訂）

### 4 改訂の経過

平成22年 6月～ 庁内検討（5回）  
7月～ 社会教育委員の会議（3回）  
文化財保護審議委員会からの意見聴取（2回）  
平成23年 1月 パブリックコメントの実施  
3月 改訂版の策定  
平成24年 4月以降 本計画に基づいた施策の展開

### 5 計画の内容・特徴

#### （1）内容

- ・「宇都宮市文化振興基本計画【改訂版】」概要版・・・別紙

#### （2）特徴

- ・文化芸術活動の担い手を育成するため、子どもたちが、学校や地域において、身近に文化芸術活動に触れることができるよう、子どもを対象にした取組を充実・強化した。
- ・ジャズや妖精、百人一首のほか、都市景観も含めた本市固有の景観など、宇都宮ならではの個性ある文化資源をまちづくりに活用する取組を重点化した。
- ・計画全体の進捗状況を明らかにするため、新たに、基本方針に指標を設け目標値を設定した。



# 宇都宮市文化振興基本計画【改訂版】概要

## 第1章 計画の概要

- 【1 策定の目的】本計画は、本市の素晴らしい文化資源を活用し郷土理解・郷土愛を育み、全市民が宇都宮市民としての誇りを持ち、文化的で豊かな社会生活をおくれるよう、本市の実情にあわせた文化施策を総合的・計画的に推進するために策定するもの
- 【2 文化芸術振興の意義】市民の誇りとなる文化芸術の振興を実現し、都市や人の魅力を高め、住んでみたい、住み続けたいと思われる活力ある都市を次代に引き継ぐ。
- 【3 計画の位置づけ】第5次宇都宮市総合計画基本計画に掲げる基本施策「個性的な市民文化・都市文化を創造する」を実現するための計画

## 第2章 文化を取り巻く環境の動向

- 1 社会情勢**
  - ▽価値観の多様化 ▽グローバル化の進展 ▽高度情報化社会の到来
  - ▽少子高齢化の進展 ▽活力ある地域づくり▽市町合併の進展▽環境意識の高まり
- 2 国の動向**
  - ・「文化芸術振興基本法」公布・施行（平成13年12月）
  - ・「文化芸術に関する基本的な方針（第二次基本方針）」閣議決定（平成19年2月）⇒「子どもの文化芸術活動の充実」「文化芸術と経済は関連する」
- 3 県の動向**
  - ・「栃木県文化振興基本条例」制定（平成20年4月）
  - ・「栃木県文化振興基本計画」策定（平成21年）
- 4 宮っこ未来ビジョン（平成17年9月策定）**
  - 「宮っこ未来ビジョン」では、文化創造の各ライフステージにおける目標を設定

## 第3章 本市の文化行政の現状と課題

- 1 宇都宮市の文化特性**
  - ▽本市の歴史と伝統 ▽生活文化の継承▽地域の文化資源を活かした個性あるまちづくり▽質の高い芸術文化に触れることが出来る機会の創出▽「宇都宮」の文化を支える市民の存在
- 2 宇都宮市における文化を取り巻く環境の変化**
  - ▽少子高齢化▽市町合併▽都市ブランドの推進
- 3 計画前期の進捗状況**
  - ・「文化芸術の学習機会の充実」等、概ね順調に達成している。
  - ・「潤いのある文化的環境の整備」は、まちなみ景観賞などは充実しているが、大谷の文化的景観保存事業は検討を進めている。
  - ・ジャズ等の「個性ある文化資源の活用」は、本市の文化資源を活用した事業に積極的に取り組んでいる。
  - ・「文化芸術情報の集約・発信」は情報ネットワークを活用した文化情報の発信に積極的に取り組んでいるが利用が伸び悩んでいる。
- 4 市民アンケート結果**
  - ・文化活動にかかる人材育成についてのニーズが高い。
  - ・市の文化施設は文化芸術を鑑賞する施設として評価されている。
  - ・文化財の面的活用についてのニーズが高い。
  - ・ジャズのまちづくり等の認知度が高い。
  - ・情報提供の充実が求められている。

### 課題の抽出

#### 5 今後重点的に取り組むべき課題

- 課題1 文化の担い手づくりの取組強化**  
⇒文化の担い手となる子どもを対象にした鑑賞などの文化に触れる機会の充実
- 課題2 文化活動の場の充実**  
⇒市民の文化活動の場である既存施設等の有効利用
- 課題3 特色ある文化を次代に継承しまちづくりに活用**  
⇒個性的で活力ある地域づくりの積極的な推進
- 課題4 文化情報の発信強化**  
⇒更なる情報発信の強化

## 第4章 文化振興の基本理念と基本方針

### ■基本理念

歴史と個性を活かした宇都宮文化の創造と心豊かな人づくり

### ■基本方針

I 自主的な文化芸術活動が展開しやすい環境づくり

- ・文化芸術活動に気軽に参加し、学習できる機会や日頃の練習の成果を発表するとともに、優れた文化芸術を鑑賞する機会の充実に努める。
- ・文化の担い手を育成するため、子どもを対象にした取組の充実を図る。
- ・既存の施設を有効利用した文化施設環境の整備など、市民が文化芸術活動を展開しやすい環境づくりに取り組み、市民が主体となった文化創造を実現し、文化芸術活動を通じた豊かな市民生活を送れることを目指す。

指標名	H21	H27	設定理由
文化活動をしている市民の割合	74.9%	80%	1年間で1%（4,000人）の増加を見込んだ。

II 文化遺産・伝統文化などを活かし、伝える仕組みづくり

- ・地域住民の自主的な活動による保存・活用・継承を支援する仕組みづくりを進める。
- ・特に次世代の継承者を育成する取組を推進し、市民の文化財保護に対する関心をさらに高め、文化遺産を大切に作る気持ちを醸成し、主体的で活力ある地域づくりの推進を目指す。

指標名	H21	H27	設定理由
文化財保存団体数	41団体	51団体	1年間で2団体の増加を見込んだ。

III 文化資源を活用した宇都宮の特色づくり

- ・宇都宮の文化の特色であるジャズや妖精、百人一首などの文化素材や大谷地区をはじめとする本市固有の景観などを活用し、市民の文化芸術活動を促進する。
- ・歴史・観光情報、文化芸術などの多様な文化情報の発信を強化し、個性豊かな新しい文化を創出することを目指す。

指標名	H21	H27	設定理由
宇都宮の伝統や文化に個性や魅力を感じている市民の割合	35.6%	50%	現状で「あまりそう思わない」と感じている市民（30%）の半分（15%）に個性や魅力を感じてもらうことを目標とした。（年間12,000人）

## 第5章 文化施策の展開方向

- 基本方針Ⅰ**
  - 基本施策1 文化芸術の学習機会の充実
  - 基本施策2 優れた文化芸術の鑑賞機会の充実
  - 基本施策3 文化芸術の発表機会の充実
  - 基本施策4 芸術家の育成・支援
  - 基本施策5 文化芸術を担う人材・団体の育成・支援・顕彰
  - 基本施策6 文化活動施設の整備
- 基本方針Ⅱ**
  - 基本施策1 文化財の保存・活用
  - 基本施策2 伝統芸能や生活文化の継承
  - 基本施策3 潤いのある文化的環境の整備
- 基本方針Ⅲ**
  - 基本施策1 個性ある文化資源の活用
  - 基本施策2 観光・産業振興との連携
  - 基本施策3 文化芸術情報の集約、発信
  - 基本施策4 文化芸術交流の推進

展開

個別事業における取組の概要へ

## 第6章 計画を推進するために

- 協働による文化芸術の振興
  - ▽市民…市民文化の担い手
  - ▽文化団体…文化芸術活動の担い手
  - ▽教育機関…文化芸術活動の参加・体験機会の提供
  - ▽企業…専門知識・技術、人材などの提供
  - ▽財団法人うつのみや文化創造財団…市民主体の活動を推進する中核機能
  - ▽市…市民の文化活動への支援
- 計画の進行管理
  - 庁内推進委員会の設置
- 継続的な文化振興のために
  - ・本計画の着実な推進を図るとともに、基本理念に基づき、市民らとともに継続的に文化振興を行うためのしくみについて、制度面、寄付金の活用など、さまざまな観点から研究・検討



●個別事業における取組の概要

基本方針	基本施策	主要事業・重点事業	◎重点事業	主な内容
I 自主的な文化芸術活動が展開しやすい環境づくり	1:文化芸術の学習機会の充実	◎文化会館や美術館による出前授業など教育普及事業の充実 ◎ふれあい文化教室の拡充による小中学生の学習機会の充実		・「中学校おでかけコンサート」や「サテライト美術館」の実施 ・伝統音楽や茶華道などの芸術の鑑賞・体験の実施
	2:優れた文化芸術の鑑賞機会の充実	◎文化会館・美術館での優れた舞台芸術や美術作品などの鑑賞機会の充実 ・市民芸術祭の開催		・文化会館や美術館での鑑賞機会の提供
	3:文化芸術の発表機会の充実	◎青少年の文化活動の発表の場としてのジュニア芸術祭開催		・ジュニア芸術祭の開催
	4:芸術家の育成・支援	・宇都宮エスペール文化振興事業 ・芸術家の発表、交流活動の支援		・若手芸術家の育成支援
	5:文化芸術を担う人材・団体の育成・支援・顕彰	・指導者の養成 ・市民ボランティアの育成		・文化会館や美術館を活用した指導者の育成 ・文化財解説ボランティアやボランティア養成講座の開催
	6:文化活動施設の整備	◎文化会館の維持管理 ◎美術館の維持管理 ◎公共施設の有効活用の検討・実施		・市民の舞台芸術の鑑賞機会の場としての適切な維持管理 ・市民の鑑賞機会、調査研究の場としての適切な維持管理 ・文化活動等にかかる公共施設の有効活用の検討
II 文化遺産・伝統文化などを活かし、伝える仕組みづくり	1:文化財の保存・活用	・文化財公開施設を活用した啓発事業の展開 ・市民協働による文化財保護活動の推進 ◎文化財収蔵整理施設の整備【新規】		・市内文化財を活用した体験型の啓発事業の実施 ・自然・環境保護団体などの連携による文化財保護活動の実施 ・文化財収蔵施設の効率的な運営・活用と施設のあり方検討
	2:伝統芸能や生活文化の継承	◎宇都宮伝統（ふるさと）文化継承事業の推進【新規】 ◎宮っ子伝統文化体験教室の実施【新規】 ・伝統文化子ども教室の実施		・伝統文化の保存・継承に関するイベント・体験教室の実施 ・地域継承活動における環境づくりや人材育成支援
	3:潤いのある文化的環境の整備	◎大谷の名勝指定と保存・活用の推進 ◎大谷の文化的景観保存事業の推進 ◎景観形成重点地区等の指定の推進【新規】		・国指定である「大谷の奇石群」にかかる周知啓発 ・大谷の文化的景観の普及啓発 ・景観形成重点地区等の指定
III 文化資源を活用した宇都宮の特色づくり	1:個性のある文化資源の活用	◎ジャズのまちづくり事業の推進 ◎妖精資料活用事業の推進 ◎百人一首の普及		・ジャズを活用した集客交流事業などの実施 ・妖精資料を活用した講座等の実施
	2:観光・産業振興との連携	◎文化資源を活用した集客交流の促進【新規】 ・文化を活用した観光の振興		・ジャズや大道芸フェスティバルなどの開催 ・中心市街地にある文化財等を活用した観光ルートの創出
	3:文化芸術情報の集約、発信	・文化に関する総合的な情報ネットワークシステム構築 ◎多様な広報媒体の活用の強化【新規】		・市内にある文化財や文化施設のネットワーク化 ・文化情報の効果的な発信方法にかかる調査・研究
	4:文化芸術交流の推進	・国内地域間や海外都市との文化芸術交流の推進 ・在住外国人との文化的な相互理解の促進		・国内・海外都市との文化芸術交流 ・在住外国人との異文化交流

平成25年度

## 第44回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会

## 栃木県社会教育委員研修会

## 開催要項

## 1. 開催趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本一帯に極めて大きな被害をもたらし、未だに復興への多くの課題を抱えた状況が続いている。

一方、復興に向けて国内外から様々な支援活動が展開され、人と人との「絆」の大切さを改めて思い起こす契機にもなった。また、被災地では、多くの学校や公民館などの教育施設が避難所となった。これらの施設においては、震災前の日頃からの地域住民の参画による学校の教育活動を支援する取組などが、復興に向けて大きな力を発揮したという報告もある。このような「学びの場」を中核とした地域コミュニティ再生の取組は、被災地にとどまらず、昨今住民同士のつながりの希薄化などが指摘されている地域にも通じるものと考えられる。

近年、「地域のことは地域で行う」という地域主権改革の大きな流れの中で、住民自らが地域の課題を見出し、解決していくという、自立した地域社会の形成が求められている。このような社会を熟思しても、今後社会教育・生涯学習が果たすべき役割は大きく、特に、社会教育委員には、「地域づくり・人づくり」のリーダーとしての資質や能力が求められることになる。リーダーとして、地域の課題などを把握・分析し、目指す地域社会像を描き、地域住民同士の「絆」を強めるための具体的な方策などを行政に提言し、社会教育委員自身を中心となり誰にとっても住みよい活気のある地域社会を創造することが、今求められているのではないだろうか。

そこで、本大会では、関東甲信越静各都県・区市町村の社会教育委員などが一堂に会し、各地域の社会教育活動の成果や課題などを基に、「地域住民同士の絆づくり」、「活力あるコミュニティの形成」などに貢献する社会教育委員の役割や今後の社会教育の在り方などについて協議する。

## 2. 研究主題

学びを通じて、地域住民が「絆」を強め、自立した地域社会を創る社会教育の在り方  
～自ら考え、自ら動き、地域社会をデザインする社会教育委員の役割～

## 3. 期日 平成25年11月14日（木）、15日（金）

## 4. 会場 日光市（日光地区）

<全体会場>

日光市日光総合会館 〒321-1432 日光市安川町2-47 TEL 0288-54-1631

<分科会場>

日光市日光総合会館 〒321-1432 日光市安川町2-47 TEL 0288-54-1631

日光千姫物語 〒321-1432 日光市安川町6-48 TEL 0288-54-1010

日光東照宮客殿 〒321-1431 日光市山内2301 TEL 0288-54-0560

日光山輪王寺紫雲閣 〒321-1431 日光市山内2300 TEL 0288-54-0531

日光金谷ホテル 〒321-1401 日光市上鉢石町1300 TEL 0288-54-0001

## 5. 参加者

関東甲信越静各都県・区市町村社会教育委員及び社会教育関係者、社会教育関係団体関係者  
社会教育・生涯学習に関心のある者 等

## 6. 主催

一般社団法人全国社会教育委員連合、関東甲信越静社会教育委員連絡協議会  
第44回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会実行委員会、栃木県社会教育委員協議会

## 7. 後援

栃木県、日光市、栃木県教育委員会、日光市教育委員会、栃木県市長会、栃木県町村会  
栃木県市町村教育委員会連合会、栃木県社会教育振興協議会、栃木県公民館連絡協議会

## 8. 参加費

3,500円

## 9. 大会日程

	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:30		
1日目 11月14日 (木) 【全体会】				受付	開 会 行 事	休 憩	記念講演	休 憩	パネルディスカッション	閉 会 行 事	移 動	情報交換会
2日目 11月15日 (金) 【分科会】		受付 (分科会別)	5分科会 分科会ごとに閉会									

## 10. 大会内容

11月14日(木)【全体会】 13:00～17:30 (受付:12:00) 会場:日光市日光総合会館

1. 開会行事 13:00～13:30 (30分)

主催者挨拶 等

2. 記念講演 13:50～15:10 (80分)

演題 「二宮尊徳から学ぶ 人づくり、地域づくり」

講師 二宮 康裕氏 (二宮総本家当主)

3. パネルディスカッション 15:40～17:10 (90分)

「自ら考え、自ら動き、地域社会をデザインする社会教育委員の役割  
～住んでみたい、住み続けたい、魅力ある地域を目指して～」

◇パネラー

池 節子氏 (壬生町教育委員会教育委員長)

斎藤 陽子氏 (鹿沼市社会教育委員委員長)

間中 美徳氏 (宇都宮市教育委員会事務局生涯学習課主任主事(社会教育主事))

山本 裕一氏 (国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長)

◇コーディネーター

廣瀬 隆人氏 (宇都宮大学地域連携教育研究センター教授)

4. 閉会行事 17:10～17:30 (20分)

次期開催地挨拶

閉会挨拶

11月15日(金)【分科会】10:00~12:30(受付:9:00) 会場:各会場

社会教育委員等が、分科会をとおして社会教育委員の役割や今後の社会教育の在り方等について協議する。

	分科会名	主な研究・討議の視点	発表概要	担当都 県市町
第1分科会	地域の絆を育む ネットワークづくり	・学校、民間企業、社会教育施設、 社会教育関係団体、高等教育機関 等が「熟議」する場の創出	「 <b>地域主体の世代間交流とそこから発生する『学び返し』</b> 」 調布市には、数多くのお祭りがあり、お祭りに取組む主体グループの増加や男性の積極的参加を促すことで、地域や世代間の活性化に繋げ、次代の人々へ様々な学びを伝承している。 このような地域・社会におけるネットワークづくりやその中で抱える課題について発表する。	東京都・調布市
第2分科会	青少年の健やかな成長を育む環境づくり	・青少年が、地域で継承されている 地域行事、伝統芸能、文化活動等に積極的に参加・参画できる環境づくり	「 <b>中学生による地域活動の推進</b> 」 壬生町教育委員会では、社会教育委員会議の答申を受け、中学生が地域社会で地域住民と関わり合いながら活躍できる体制づくりに取り組んでいる。 本取組に対する社会教育委員の役割、社会教育行政の動き、中学生の生き生きとした姿等を報告する。	栃木県・壬生町
第3分科会	住民の社会参画を促進する学習機会の充実	・郷土理解や地域課題に関する学習をとおして、住民が地域活動に参加・参画するきっかけとなる取組や世代間交流を促進する学習機会の充実	「 <b>天伯峡ホタル祭に地域再生の可能性を探る</b> 」 高森町山吹区では、23回を数える天伯峡ホタル祭を通じて、地域住民と小学校が関わり合いながら、地域コミュニティの強化を図っています。 「なぜホタル祭りか」の問いのもと、地域・学校・行政の視点から、それぞれの関わりと具体的な取り組みを報告し、地域再生の可能性を探ります。	長野県・高森町
第4分科会	社会の要請に関する学習機会の充実	・防災、環境問題、少子高齢化等、 社会全体で解決のために取り組む必要がある学習機会の充実	「 <b>受講者主体の市民大学講座の推進</b> 」 発表者の地域では「地域のこし＝地域を存続させていく」ことが喫緊の課題である。そのために、社会教育委員が「講座」立ち上げから積極的にかかわり、受講生が主体的に参加できるよう工夫した。講座を通して「地域づくり・地域のこし」にかかわる人材の育成と、当市の素晴らしさと誇りを次の世代に伝えたい。	新潟県・妙高市
第5分科会	未来を支える人づくり	・地域課題の解決や家庭教育支援の充実を図る指導者の養成、学習成果を生かしたボランティア活動の支援	「 <b>豊かな学びを創造する社会教育委員活動</b> 」 川島町社会教育委員会議では、平成22～23年度にインタビューやアンケート調査を行い、その結果をもとに、地域・家庭・学校が連携して、子どもを育むために、講師・指導者・ボランティアの充実に関する報告をおこなった。平成24年度からは、生涯を通じて健康に生活できるように、食に関する学習への提言を行うために、継続して調査研究を行っている。 このような、社会教育委員活動をもとに社会教育行政がどのように変化したかも含めて、発表する予定である。	埼玉県・川島町

第44回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会実行委員会事務局  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20  
栃木県教育委員会事務局生涯学習課内  
TEL 028-623-3404  
FAX 028-623-3406  
E-mail t-tanjiy01@pref.tochigi.lg.jp

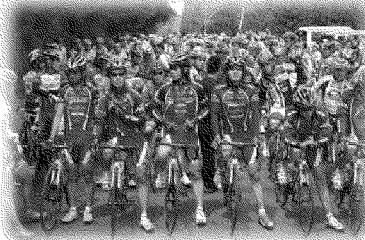
# 祝！第44回関東甲信越静 社会教育研究大会 栃木大会



カクテルのまち宇都宮



ジャズのまち宇都宮



自転車のまち宇都宮



餃子のまち宇都宮

住めば  
愉快だ  
宇都宮  
UTSUNOMIYA

常に未来に向かって歩み続けるまち「宇都宮」。  
そこは、行けば行くほど発見のある街。  
ビミョーなところが、ゼツミョーに心地よい街。  
食べて楽しい、来て楽しい。そして、住めばもっと楽しい街。  
「宇都宮でよかったね。」  
そんな風に思えるまちをみんなで。

## 宇都宮市社会教育委員 有志一同

矢古宇 好道

(栃木県高等学校長会宇都宮支部)

宇賀神 貴

(宇都宮市中学校長会)

徳永 幸子

(宇都宮市小学校長会)

福田 浩久

(公益社団法人宇都宮青年会議所)

櫛淵 澄江

(宇都宮市地域婦人会連絡協議会)

坂本 宏夫

(宇都宮市体育協会)

荻野 久一

(宇都宮市文化協会)

橋本 裕文

(宇都宮市子ども会連合会)

清島 康伸

(宇都宮市PTA連合会)

吉田 浩

(宇都宮市地域まちづくり推進協議会)

勝田 健一

(宇都宮市青少年指導員会)

伊藤 三千代

(晃宝宮っ子ステーションコーディネーター)

小池 操子

(親学習プログラム指導者)

廣瀬 隆人

(宇都宮大学地域連携教育研究センター)

河田 隆

(宇都宮共和大学子ども生活学部)

佐々木 一隆

(宇都宮大学国際学部)

山尾 貴則

(作新学院大学人間文化学部)

## 今後の社会教育行政に対するニーズについて（意見交換等結果）

### ◎ 趣旨

平成25年5月15日に開催した第1回社会教育委員の会議の中で、今後の社会教育行政に対するニーズについて、意見交換を行った結果を報告するもの

### 1 意見交換の背景

- 社会情勢が激しく変化する中、地域社会が抱える課題も多様化・複雑化してきており、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」が進行してきていることから、学校教育はもとより、社会教育の重要性が高まってきている。
- こうした中、社会教育行政としては、「社会の要請」として必要性の高まっている現代的課題について、学習機会を提供していく役割があることから、「社会の要請」の中でも市民に共通性の高いテーマについて洗い出し、学習支援を行う必要があると考え、社会教育委員の会議の中で、ワークショップ及び意見交換を実施した。

### 2 共通性・関心の高いテーマ（ワークショップの結果より）

- **社会的課題**  
生活保護・保障のあり方
- **高齢化対策**  
交通弱者・買物難民対策  
無縁社会・高齢者の孤独化
- **子育て・青少年の健全育成**  
家庭教育支援の充実
- **地域課題**  
地域の後継者不足・人材育成  
地域団体のあり方・活性化・組織強化  
自治会未加入  
地域内のコミュニケーションの希薄化
- **個人の自立・要望**  
道徳観・規範意識・マナーの低下（交通・ゴミ出し）

### 3 主な意見

- 自治会の未加入という問題が多く上がっている。自分の子どもが小学生の間だけ、子ども会に加入するために自治会に入る。もしくは自治会には入らずに子ども会だけ入ろうとするなど、身勝手な親が増えてきているのではないかと感じている。

- 自治会の未加入問題、子ども会の問題などの根本には、地域内のコミュニケーション不足があると思うが、それに対する特效薬は無く、地道に活動をしていくことが必要である。
- 規範意識・道徳・倫理観の低下などに注目し、道徳教育に力を入れていくべきではないかと感じている。そのためには祖父母の子育て参加を促進することが有効ではないかと思う。祖父母が身近にいる子どもは規範意識や道徳心が高いように感じる。
- 地域課題・生活課題を考える中で、社会教育は重要であると感じた。財政難になったときに初めに削減されるのは社会教育費だと聞いたことがある。そのような中で、宇都宮市では地域課題解決に向けたワーキングを立ち上げるなど、積極的に取り組んでいると思う。
- 自治会の役員をやっている、地域のトラブルはちょっとした思いやりや社会のルールを守ろうという規範意識があれば解決できることが良くあると思う。社会教育に力を入れていくということは重要であると感じた。
- 地域コミュニティの希薄化という点で、近所で不幸があっても、自宅葬ではなく、業者に頼んでしまう家庭が増えた。隣組の助けが必要な場面が減っており、市から来た回覧をまわすだけの関係になってしまっている。
- 人とのつながりを作りやすいのは趣味・教養であり、人と集まって、みんなと一緒にやったら楽しいという経験をさせるために有効である。人とのつながりを作るために社会教育というものはあるのだから、趣味・教養の視点も必要であり、最終的にはまちづくりのためになっている。

#### 4 今後の対応（案）

平成25年3月に策定した「第2次宇都宮市地域教育推進計画」に基づき、本市の「人づくり」を効果的に進めていくため、市民に対する学習機会の提供を担う「生涯学習センター主催講座」、「人材かがやきセンター主催講座」及び「市民大学事業」の役割やあり方について、意見交換の結果を踏まえながら整理していくものとする。

## 平成 25 年度栃木県社会教育委員協議会評議員の選出について

栃木県社会教育委員協議会会則第 9 条に基づき、本市社会教育委員の会議から 1 名の委員を選出することとなっている。

- 1 役 割 県及び市町村の社会教育委員相互の緊密な連携を図り、県社会教育の振興に寄与することを目的として、社会教育委員の研修、研究、調査等の事業を実施する。
- 2 任 期 1 年
- 3 選出委員 評議員 1 名

評議員：\_\_\_\_\_



# 栃木県社会教育委員協議会会則

第1条 この会は栃木県社会教育委員協議会と言い、事務所を栃木県教育委員会事務局生涯学習課内に置く。

第2条 この会は県及び市町村の社会教育委員相互の緊密な連携を図り、もって県社会教育の振興に寄与することを目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 社会教育委員相互の連携
- (2) 社会教育委員研修事業の開催
- (3) 社会教育に関する研究、調査の実施
- (4) 関係機関、団体等の行なう事業への協力
- (5) その他目的達成のために必要な諸事業

第4条 この会は県及び市町村の社会教育委員をもって組織する。

第5条 この会に次の役員を置く。

会 長 1 名  
副会長 2 名  
理 事 若干名  
監 事 2 名

- 2 役員は県及び各地区の代表とし、理事会を構成する。
- 3 会長・副会長は理事会において互選し、評議員会の承認を受ける。
- 4 監事は理事会において推薦し、評議員会の承認を受ける。
- 5 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。任期途中で交代した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 会長は、この会を代表し、各会議の議長とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会の運営に関する事項を審議し、またそれを実施する。
- 4 監事は、この会の会計を監査する。

第7条 この会に理事会の議を経て顧問を置くことができる。

第8条 この会の会議は評議員会及び理事会とする。

第9条 評議員会は県及び市町村の社会教育委員のうちから、それぞれ1名ずつ選出した評議員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 予算の審議及び決算の承認
- (2) 事業計画
- (3) 役員の承認
- (4) 規約の変更
- (5) その他必要な事項

第10条 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成し、この会の運営に関する事項について議決する。

第11条 この会に事務局を設け、事務局長及び事務局員若干名を置き、会長が委嘱する。

第12条 この会の経費は分担金、寄附金、助成金及びその他の収入をもってあてる。

第13条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 附 則

この会則は昭和39年5月30日から施行する。  
この会則は昭和47年5月10日から施行する。  
この会則は平成4年7月15日から施行する。  
この会則は平成13年7月18日から施行する。